

平成30年

建設委員会会議録

とき 平成30年2月27日

品川区議会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年 2月27日（火） 午前10時00分～午後 3時30分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第2委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 いながわ 貴之 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 新妻 さえ子 君 委員 安藤 たい作 君
委員 西本 貴子 君 委員 筒井 ようすけ 君

出席説明員 藤田 都市環境部長 中村 都市計画課長
長尾 住宅課長 高梨 木密整備推進課長
稲田 都市開発課長 東野 まちづくり立体化担当課長
鈴木 建築課長 小林 環境課長
工藤 品川区清掃事務所長 松代 防災まちづくり部長
曾田 災害対策担当部長 今井 土木管理課長
兼 危機管理担当部長
桑波 交通安全担当課長 多並 道路課長
兼 用地担当課長
溝口 公園課長 持田 河川下水道課長
古巻 防災課長 富澤 防災安全担当課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

なお、理事者より追加、修正のありました資料について机上に配付しておりますので、ご確認ください。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 中延一丁目区営住宅および従前居住者用住宅の竣工について

○たけうち委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)中延一丁目区営住宅および従前居住者用住宅の竣工についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長尾住宅課長

それでは、中延一丁目区営住宅および従前居住者用住宅の竣工についてをご報告いたします。

机上配付させていただきました配付資料の1枚目をご覧ください。

中延一丁目区営住宅は、耐震性の確保とバリアフリー化など、居住性の向上を図るため、戸数を維持した建替えを行っております。また、木密整備推進課で実施しております密集住宅市街地整備促進事業などの事業施行に伴う住宅困窮者の住まいを整備する必要があることから、従前居住者用住宅品川区立ソレイユ中延を併設する複合施設として整備を行っております。

1、施設概要をご覧ください。所在地は中延1-10-12、敷地面積は1,694.91㎡です。建物の延床面積は2,544.87㎡、区営住宅の専用部分、従前居住者用住宅の専用部分、それ以外の共用部分の面積内訳は記載のとおりです。

建物の規模構造は、鉄筋コンクリート造、地上5階建て、住戸数は区営住宅21戸、従前居住者用住宅31戸です。区営住宅、従前居住者用住宅の住戸のタイプはそれぞれ2種類ずつあり、間取り、専用面積、住戸数は記載のとおりです。

なお、配置図、平面図、間取り図などを配付資料の2枚目に別紙1として添付しております。

続きまして、概要資料にあります使用料についてです。従前居住者用住宅につきましては、昨年11月28日の建設委員会にて、木密整備推進課長より説明済みですので、本報告では、区営住宅の使用料について説明いたします。

配付資料の3枚目、別紙2をご覧ください。資料の上半分に記載した二つの表は、上段が建替え後の新使用料、下段が建替え前の使用料となっております。建替え前の住戸の間取りは3DKのみ、面積は51㎡、使用料は月額2万8,400円から5万5,800円です。建替え後の住戸の間取りは2種類ございます。3DKのAタイプは、面積が49.84㎡、使用料が月額3万3,300円から6万5,400円です。2DKのBタイプは、面積が45.06㎡、使用料が月額3万100円から5万9,100円です。共用部にエレベーターを設置したことから、共益費は月額500円となっております。

ます。

次に、使用料の激変緩和についてですが、公営住宅法に基づき、建替えによる使用料の急激な上昇を防ぐため、5年間使用料を減額いたします。資料の下半分の図にありますように、仮に使用料が月額3万円から3万6,000円になる場合、6年目に新使用料3万6,000円にすりつくよう段階的に使用料が上昇いたします。

それでは、配付資料の1枚目にお戻りください。

次に2、建替え前の区営住宅居住者の戻り入居についてです。建替え時に仮移転を行っていただいた居住者の方については、竣工後、順次戻り入居を行います。戻ってこられる世帯は、全部で18世帯となっております。内訳は記載のとおりです。

最後に3、スケジュールですが、既に戻り入居者の入居先の決定、中延一丁目区営住宅の空き住戸の募集と、従前居住者用住宅の新規居住者募集は1月に実施しております。建物の竣工は、2月28日を予定しており、3月中旬以降に順次戻り入居を行う予定となっております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、スケジュールのところで、新規居住者の募集は終わった。入居はいつからなのか、1点お伺いします。

それと、料金のほうですが、使用料がここに出されていますけれども、減額というのがあると思うのですけれども、実際にどれぐらいの方がこの住宅ですと減額対象なのか、減額になるとどれぐらいになるのかをお伺いします。

○長尾住宅課長

まず、新規募集によって入居される方の入居予定時期になりますけれども、順調にいきますと、4月の末あたりから入居は可能かと考えております。入居者の方にいろいろ資料の準備であるとか手続をしていただくために、少し時間がかかってしまう場合もございますけれども、順調にいけばそのぐらいの予定になると考えております。

あと、使用料の減額を受ける世帯数の状況ですけれども、今現在18世帯戻り入居される予定になっている方についてですと、ほとんどの世帯、1世帯を除いては減額助成を受けるような形になっております。どのぐらいの金額設定になるかですけれども、新使用料に関して言いますと、7,600円から4万5,300円をお支払いいただく、金額としてはそういった下限値と上限値になっております。

○安藤委員

それと、建て替えるとやはり新しくなるので、料金が上がってしまうということになるのですが、激変緩和があるとはいっても、6,000円上がるというのは、それなりの、かなりの負担だと思うのですね。料金というのは、区で設定できるものなののでしょうか。それとも、何か基準で区では勝手に決められないというふうになっているのか、そちらをお伺いします。

それと、別紙1の間取りのところですが、区営住宅と従前居住者用住宅の入口のところなので、これは別になる感じなののでしょうか。その辺をお伺いします。

最後に、区営住宅の自治会というのは、どういうふうになっているのかということ、これから従前居住者のほうも含めて建て変わったわけですが、自治会というのはこれから始まっていくのか、

あと自治会費というのは大体通常どのくらいか、どんな設定になるのかというのがわかれば教えてください。

○長尾住宅課長

まず、使用料につきましては、公営住宅法の中で基本的には細かい基準などについてもほとんどが決められております。あとは利便性係数というものがございしますが、そちらについては区の方針を策定した上で、それにのっとって今までも使用料を決めてきております。こちらの利便性係数の算定の基準につきましては、都営住宅の算定基準なども参照しながら区のほうで決めております。

あと建物の入口につきましては、別紙1の中段の左側に1階の平面図がございします。この中で、ちょっと字は小さいのですが、集会室というふうに書いてある部分があるのですが、そちらの集会室の図面で言うと右側のところが共用のエントランスとなっております。こちらが従前居住者用住宅も、区営住宅も、入居されている方が使われる共用のエントランスとなっております。

あと、区営住宅の自治会に関しましては、現在さまざまな区営住宅、区民住宅のほうに仮移転で移っていただいておりますので、自治会の活動自体は現時点では一旦休止というか、停止されている状況ですけれども、戻り入居の準備は進めておりますので、自治会活動の再開につきましても、先月、1月に自治会で以前中心になって動かれていた方と話をしまして、そういった活動の再開についても調整はしております。戻り入居後の自治会活動については、入居者の方で準備を進められていると聞いております。

あと、具体的な自治会費については、ちょっとこちらのほうでは、すみません、把握しておりません。

○安藤委員

料金のことに関しては、いろいろ基準がある中で、品川区が係数などを設定して決めていると理解したのですが、法令等の基準を参考にして品川区で決めているということによろしいのかという確認が一つです。

それと、自治会のところですが、従前居住者用住宅の方も新たに一緒になるということで、そこら辺は自治会としてはどういうふうになるのかなというのがちょっと気になるので教えてください。

○長尾住宅課長

使用料につきましては、算定基準のほとんどが法令の中で定められておりますので、基本的にはその中で大きくは決まってしまうと思います。そういう状況がございします。

自治会の活動に関しましては、従前居住者用住宅で入ってこられる方の入会というか、活動への参加とか、そういったところは、現時点ではそこまで細かくは決まっておられません。入居されてからどういった形での活動の協力があるのかとか、そういったところは調整していくことになるかと考えております。

○西本委員

まず、資料なのですが、差替え前とどこが違っているのですか。すみません、それがわからなかったもので、まずそれを教えてください。

○長尾住宅課長

本日机上配付させていただきました資料の中で、変更を加えている部分が、別紙1と別紙2の区営住宅の専用面積の数値になります。配付資料の1枚目の中段部分に、住戸数が記載しております、その中の内訳にそれぞれの住戸のタイプ別の面積を記載しております。こちらが正しい専用面積になっております。もともと配付していた資料の別紙1、別紙2のところに記載しておりましたのが、専用面積だ

けではなくて、各住戸に附属するパイプスペースなども一部含まれている面積で記載しておりました。今回使用料の選定なども専用面積を中心に計算しておりましたので、その記載に全て統一させていただきました。

○西本委員

本日配付されたものの数値が合っていますよということでもいいですね。

それで、従前の方、実際は18世帯で、本来は31世帯あったという意味ですか。建替え前の住民は、18世帯となっているのですけれども、もともと予定していた世帯というのは何世帯あって18世帯になったのか。そのまま引越したのか、ほかに移られている方がいらっしまったのかということと、それから、この同じ施設の建物、住宅の中に、従前とか、それから新規で入られる方とかがあるのですけれども、その区別というのは実際入られると余り関係ないと思うのですよね。なので、金額的なものが区別されるところで出しているのか、従前と新規の人たちとの、条件はみんな一緒、だけど、従前の場合は従前の方々で条件があるので、この整合性をとれたままという形の方なのか、私たちから見ると、住んでいるところが一緒であれば、全部一緒と思うわけですよ。そういう理解でいいのか。

○長尾住宅課長

まず、区営住宅のもともとの戸数は21戸でした。仮移転時は19世帯の方が住まわれておりました。仮移転中に1世帯の方がお亡くなりになりまして、残りの18世帯全てが今回戻り入居されるということになります。

あと、区営住宅部分にもともと住まわれていた方のお話と、新しく今回の募集で入られる新規入居者の方との違いという点で言いますと、使用料等の基本的な算定基準などにつきまして、手続等につきましては同じです。違いますのが、別紙2に書いてあります激変緩和、減額措置についての部分になります。こちらが戻り入居される方につきましては、もともと住んでいたときの使用料から上がる場合については、6年間にわたって段階的に新使用料にすりついていくというような激変緩和の措置がとられる。新規入居者に関しては、この激変緩和の措置はございません。

○西本委員

18世帯の方々に、ほとんどが該当するという激変緩和の措置をされる方ということなのですが、その方々の最高の金額、月4万円だったかな、かなり大幅に上がる方がいらっしまったのではないかなと思うのですね。その方々のご納得感というか、その交渉はどういう形になって、誰が担当されたのか。説明にあたっては、管理者なのか、それとも区の職員がきっちり話をされているのか、そこら辺はいかがですか。

○長尾住宅課長

まず、使用料の上がり幅の最大値としましては、最高で3,100円の上昇になります。こちらの新しい使用料の設定の概要につきましては、昨年12月に戻り入居者の方に対しての説明会というのを行いまして、私ども住宅課の職員、あと指定管理者と木密整備推進課で主に説明をいたしました。説明会の中では、使用料の上がり幅のところに関して、特にそこまでの何かご意見とかお話というのはございませんでした。一定程度使用料が新しくなることによって、一定程度上がるというところをご理解をいただいていると感じております。

○いながわ副委員長

ちょっと何点かお伺いしたいのですが、区営住宅の件はそれはそれでいいとして、従前居住者用住宅というのは、ほかにソレイユ戸越も同じような役割を担っていると思います。その中で、まずスケ

ジュールからいくと、1月に従前居住者用住宅の新規居住者の募集を行った、その結果はどうだったか。

ここの従前居住者用住宅の入居というのは、いつから始まるのかということ。

あと、条例上は品川区に従前居住者用住宅条例というのがあって、最後に改正したのは平成21年なのですが、最終的に区営住宅と合築されているのですが、要はまたその指定の条例というのはどうなるのか、またこの条例の中に、ここは中延だから、中延という名前でいつ議会に上程されて、議案として出てくるかというのと、あと、この条例の中で、第4条に申込者の資格ということで、もともと住んでいたアパートが取壊しになって、住んでいた人が行くというケースがある。もう一つのケースとしては、例えばそこが29号線とか何かの整備区域に入っていて、家主が取り壊し、家主が入るというケースがあると思うのですが、どちらも3年以内ということがここに書かれているのですが、実際に申込みをされた人で、例えば都市計画道路の路線上の方もいれば、全くそうではない地域の方もいる。要するに品川区として不燃化10年プロジェクトの範囲に入っていない方も、建替えとかで、ここの中延の従前居住者用住宅に入居することができるのかということ。優先順位としては、やはり今29号線とかいろいろ都市計画道路の部分であると思うので、どういう扱いで入居されるのかというのを教えてください。

○高梨木密整備推進課長

従前居住者用住宅についてですが、まず1月から行った募集の結果でございます。広報しながらによって募集をさせていただきましたが、新規でというか、募集によりお問い合わせいただいておりますが、入居が確定している方は今のところいらっしゃいません。ただ、旧同潤会地区防災街区整備事業等でもともとソレイユ中延に入居の希望をされていた方がいらっしゃいますので、その方々については現在入居についての手続を進めているところでございます。

入居の開始日なのですが、この2月末に竣工して、3月から入居が開始できる状態、建物として、設備としてはその準備が整うのですが、あとはいつから入居するかというところについては、今入居を希望されている方と調整をしているところでございます。

続きまして、ソレイユ中延、今回従前居住者用住宅に伴う条例の改正の手続についてなのですが、これは前回の定例会、第4回定例会で条例改正のご議決をいただきまして、この3月1日施行でソレイユ中延の名称の追加、家賃の追加ということで準備は整っている状況でございます。

最後に、入居できる方の資格について、特に29号線をはじめとした都市計画道路についてということでご質問いただきましたが、まず29号線につきましては、東京都施行ということで、特定整備路線の整備が現在進められております。

まず、条例上の手続からいいますと、仮入居という形で入居することはできるのですが、区の考えといたしましては、まず東京都がしっかりと地権者に対して補償して、住宅に困窮するような状態をつくらないということが原則だというふうに考えておりますので、現在区として29号線の道路にかかる地権者の方に従前居住者用住宅に入っていただくという考えはございません。東京都のほうでしっかりと補償がなされるということが原則だというふうに考えております。

従前居住者用住宅に入っていただく対象者の方は、基本的に区が行う密集事業と呼ばれている密集住宅市街地整備促進事業ということで事業名がございますが、それに伴う道路の拡幅や防災広場の整備等でその場所に住み続けられなくなった方に入っていただく、こういうような方は基本的に期限の制限なく恒久的に住んでいただくことが可能です。委員からご質問がありました3年以内ということなのですが、そのほか、整備地域内で非常に状態の悪い老朽家屋に住まわれた方が取り壊したり、あと現在行っ

ています不燃化特区による建替えに伴って一時的に仮住まいが必要な方については、仮入居という形で3年以内という制限の中で従前居住者用住宅を利用していただくことが可能と、そのような形になっております。

○いながわ副委員長

すみません、条例がもう改正されているということで、ネット上で見ると、何か改正されていないのしか出てきていないので、すみませんでした。わかりました。

ちょっと恒久的というのが、もちろんソレイユ戸越も恒久的に住まわれている方がいらっしゃるのですが、まちの更新、更新という言い方はちょっと語弊があるかもしれないのですけれども、どんどん今まちがきれいになっていくというか、整備されていっている状況の中で、やはりすぐ不動産が見つからないで、こういうところに行って、家が建つまで、だから、家が建つのは最短で5カ月ぐらいで建ってしまう部分というのはあると思うので、それでもやはり仮住まいは必要になってくるけれども、なかなかそういう仮住まいが見つからない方も多くいらっしゃるの、私はイメージ的に従前居住者でも長くいらっしゃる方はそれはそういうルールにのっとっているの、いいのかもしれないのですけれども、やはり31戸がある意味活性化するというか、回転よく、うまく回って、何ていうのでしょうか、地域の住宅とか建築物がきれいになっていくということが必要なのかなと思っているので、もし31戸あるうちに、全てが恒久的な方が住んでしまうと、何かもともと品川区が目指す従前居住者用住宅とは多少ずれてきてしまうのではないかなと思っているのですけれども、その辺はどんなお考えなのか。

○高梨木密整備推進課長

委員ご発言のとおり今回31戸新たにできますので、そこを有効に使って、まずは事業の促進ということで、全てが恒久的な方で埋まるということ、事業が相当進むということで、それはそれで事業の視点からすると望ましい面もあるかと思っておりますけれども、なかなか現在までのソレイユ戸越の運用を見てみると、全てが恒久的な、要するに事業協力者のみで埋まるということはなかなか考えづらいものがある。ある一定の空きをつくりながら、また仮入居、建替えのために使っていただくという方も、うまく使っていただきながらということで運用するのが望ましい形かというふうに思います。区としましても、また、そういう住宅があるということをしかり知っていただくということで、広報についても啓発に努めてまいりたいと、このように考えております。

○いながわ副委員長

では、最後。ありがとうございます。しかりやっていただきたい。先ほど広報というお話がありましたので、ぜひこういう制度があるということは明確にして、その該当地域というのですかね、そういうところにしかり広報するような感じ、あと欲を言えば、例えば恒久的も大切なかもしれないのですけれども、おそらく家賃もそんなに高い家賃ではない、近傍と比べれば安い家賃だと思うのですが、地域の不動産の団体と連携をとって、もっとこういう家があるよというのもうまく連携をとって周知していくのも必要なかなどと思うのですが、その辺最後に一言あれば。

○高梨木密整備推進課長

現在、来年度予算で出させていただいておりますが、老朽住宅、不燃化特区内の対象家屋へ全戸訪問したいというような形で提案をさせていただいている部分もございます。そういった中では、従前居住者用住宅の活用についてはしかり広報していきたいというふうに思っております。

また、建替えが決まってから来る、その中でも仮住まいも決まってから不燃化特区の助成制度を利用するというですと、なかなか仮住まいの従前居住者用住宅をとということも難しいかと思っておりますので、

その前段階、例えば現在戸越公園にある相談窓口に来ていただく段階で知っていただく。まず建替えのプランの最初の段階で知っていただく。工務店に相談に来た段階で知っていただくとか、そういったことでもつなげられるような方法について努めてまいりたいと、このように考えております。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 地震に関する地域危険度測定調査（第8回：東京都）結果報告について

○たけうち委員長

次に、(2)地震に関する地域危険度測定調査（第8回：東京都）結果報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨木密整備推進課長

それでは、私から東京都により実施されました地震に関する危険度測定調査（第8回）の結果についてご報告をさせていただきます。

資料はクリップどめしております。まず、1枚目がA4判、縦両面刷りのもののほか、別添資料といたしまして、東京都のプレス発表資料を資料1に、品川区内の各町丁目の結果一覧を資料2に、各危険度の上位100町丁目をまとめたものを資料3として添付しております。最後に、品川区内において危険度上位100位以内に入っている町丁目を地図にあらわしたものを資料4として添付してございます。

最初に、1枚目のA4資料とあわせまして、資料1の東京都のプレス発表資料、こちらの裏面、「別紙1」と右肩に記載のある報告書の概要版をご覧ください。

地震に関する地域危険度測定調査は、東京都が都の震災対策条例に基づき、昭和50年からおおむね5年ごとに行っているものでございまして、このたび、第8回の調査結果が平成30年2月15日に東京都より公表されました。この調査の目的としましては、東京都のプレス発表資料をご覧くださいと記載されていますが、地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てること。2番目といたしまして、震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用すること、の2点が挙げられております。

次に、地域危険度の測定手法をご説明いたします。資料は東京都のプレス発表資料のほう、裏面の報告書概要版の中段をご覧ください。地域危険度は、地震に対する建物の倒壊、火災、総合の三つの危険度を都内の全ての町丁目ごとに測定いたしまして、5段階にランク分けしたものでございます。

危険度のランクは、東京都の発表資料、次のページ、裏面、別紙3をご覧ください。この発表資料の最終ページでございます。

参考資料の上段に記載しております表のとおり危険度の順位に応じてランクを決めていく相対評価方式をとってございます。

次にその下、中段の2番でございますが、地域危険度の測定方法をご覧ください。建物倒壊危険度は、各町丁目に一定の地震の揺れを加えた際に、その地域の地盤特性や建物の量、建物の種類、構造、建築年次といった建物特性を考慮した上で1ha当たりどのぐらいの建物が倒壊するのかという建物倒壊危険量を算出し、危険量の順に各町丁目をランク分けしたものでございます。

その下、②番の火災危険度は、地震の揺れで発生した火災の延焼により、被害を受ける危険性の度合いを測定したものでございまして、東京消防庁により実施されている出火の危険性を測定した結果や、

延焼の危険性を測定した結果から得られる1ha当たりの全焼棟数を火災危険量として算出し、その危険量の順に各町丁目をランク分けしたものでございます。

火災危険量の算出方法につきましては、前回の第7回調査から調査の方法が一部変更となっております。延焼による全焼棟数を算出する際、第7回、前回までは延焼の時間を6時間として設定し、算出しておりましたが、今回は延焼時間を12時間として設定しております。

最後に、総合危険度は建物倒壊危険度と火災危険度の二つの危険度に幅員が広い道路への避難や救助のために到達する度合いや公園や道路といった避難救援活動に資する都市基盤の整備状況により算出される災害時活動困難度を加味いたしまして、一つの指標にまとめたものでございます。

それでは、ここで1枚目の両面刷りの資料へお戻りください。表面下段より品川区内の全町丁目における調査結果の概要をお示ししております。各指標における危険度ランクの構成比を棒グラフであらわしておりまして、平成25年9月実施の第7回調査と今回調査の危険度の構成比を比較する形で並べております。第7回調査のグラフが左側、第8回が右側に並べております。グラフの色につきましては、一番下の部分の凡例をご参照ください。

最初に左上のグラフ、建物倒壊危険度の危険度ランク構成についてでございますが、危険度5は前回、今回ともなく、危険度4の町丁目についても前回より減っているということがおわかりになるかと思えます。危険度3以上で見ていただきますと、こちらも前回よりも減っているということがおわかりになるかと思えます。

その隣、火災危険度のグラフでございます。危険度5の町丁目は第7回調査から増えておりますが、危険度4の町丁目は減っているため、危険度4以上の部分で見ますと、前回とほぼ同じとなっております。危険度3以上で見ますと、建物倒壊危険度と同様、前回よりも減っているといった傾向となっております。

下段の左側は総合危険度を評価する際に用いる災害時活動困難度について比較したものでございまして、こちらについても前回調査から困難度3以上の割合が減っていることがおわかりになるかと思えます。

最後に、下段右側は、総合危険度のグラフでございまして、火災危険度の傾向を受けて、危険度5の町丁目が増えておりますが、危険度4ではほぼ前回と同じであり、3以上では前回より減っているといった形となっております。

以上が危険度ランクを品川区全域で見た場合の前回との比較でございます。

続いて、同じ資料の裏面をおめくりください。(2)といたしまして、都内全町丁目中、それぞれの危険度が高い上位100町丁目における区内の状況でございます。あわせて、資料の最後に添付しております資料4の地図も一緒にご参照ください。まず、建物倒壊危険度については、前回同様、今回も危険度が高い100町丁目に品川区内の町丁目は含まれておりません。

次に、火災危険度につきましては、100町丁目内に区内11町丁目が含まれておりました。区内で最も火災危険度が高く、危険量が多いということになります。町丁目は豊町五丁目でございます。都内の順位で言いますと、22番目に危険度が高いとされています。

資料4の地図には、火災危険度が高い100町丁目に含まれている町丁目を赤い色に塗った形でお示ししております。詳細の順位等につきましては、資料3の中に記載がされておりますので、そちらをまた後ほど確認いただければというふうに思います。

22位の豊町五丁目以降、29位の豊町六丁目など、11町丁目について資料3では黄色で塗ってお

示しをさせていただいております。

次に、災害時活動困難度につきましては、100位内には1町丁目、西大井三丁目が97番目として含まれておりました。資料4の図の中では、緑色の枠線でお示しをさせていただいております。

最後に、総合危険度については、100位内に4町丁目が含まれており、最も総合危険度が高いとされているのは西大井三丁目でございます、47番目に含まれておりました。そのほか、65番目に豊町五丁目、66番目の大井七丁目、87番目に豊町四丁目という4町丁目が入っている状況でございます。

資料4の図につきましては、町丁目名に黄色で着色されているものが、総合危険度が高い100町丁目に含まれているものでございます。

次に、最初の資料の裏面、3番でございますが、第7回調査から第8回調査における危険量平均と変動率の部分をご覧ください。冒頭にご説明いたしましたとおり、本調査により示される危険度ランク1から5は、相対評価によりランクづけされたものでございまして、市街地の安全性が向上したとしても、順位づけにより必ず都内のどこかの町丁目危険度ランク5になってしまうといったような測定手法でございます。そこで、ランクづけする際に算出する危険の量の絶対値を前回の調査と比較し、市街地の安全性の向上具合を定量的に知るためにまとめたものをご説明させていただきます。

資料の3番に表が三つ並んでおりますが、一番上の表、建物倒壊危険に関する危険量を示したものをご覧ください。表の中、一番下の段に品川区平均という形で書いた欄がございます。第7回調査では、1ha当たり4.44棟の建物が倒壊するといった結果でございましたが、第8回調査では、品川区平均で3.17棟に減っております。変動率は前回と比べてマイナス28.5%という形でございます。この数字は、東京都の全体平均や区部の全体平均よりも低減された率が大きく、品川区の改善は平均以上に進んでいるといったことがわかるかと思えます。

次の段、火災危険に関する危険量を示した表をご覧ください。火災危険については、今回調査では延焼時間を6時間から12時間に変更していることにより条件が異なりますので、単純に比較ができません。よって、東京都から第8回調査の条件下でも6時間延焼とした場合の危険量を入手し、比較いたしました。

表をご覧くださいと、第7回調査では、品川区内は1ha当たり3.71棟が焼失してしまう結果だったものが、第8回調査では、同じ6時間延焼の条件下で、1.10棟に減っております。こちらの変動率はマイナス70.4%となっており、建物倒壊と同様に都の平均や区部の平均よりも低減率が大きく、改善が平均以上に進んでいることがわかります。

今回調査の12時間延焼のデータと比較した場合でも、1ha当たり2.62棟となっており、危険度量が減っていることがわかりますが、その変動率についてはマイナス29.4%であり、都全体平均のマイナス38.5%や、区部の全体平均マイナス38.4%よりも低減率は劣るといった結果となっております。

最後に、災害時活動困難度の係数について、前回調査と比較しておりますが、数字が小さくなっているということから改善が進んでおり、その変動率についても区部全体平均とほぼ同じ値といった形になっております。

このように今回調査における品川区内の状況を前回調査と比較してみますと、火災危険度等で危険度5の町丁目が増えてはいるものの、危険度3以上の町丁目の割合が減っています。また、相対評価の危険度ランクでなく、危険度量の絶対値で見た場合においても、前回調査から5年間で確実に市街地の

安全性が向上していることがわかりました。しかしながら、依然として火災危険度や危険量の高い町丁目が不燃化特区など、木密地域改善の取組みを行っている地域を中心に分布している状況が見られ、木密地域の改善に向けた安全安心のまちづくりのために引き続き取組みが必要であると考えています。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

火災危険度で、火災の延焼時間を6時間から12時間に変更した理由は何なのでしょうかとというのが一つです。

それと、災害時活動困難度というのを総合危険度に加味するという変更がありましたが、それが総合危険度のみに加味する変更の理由も何うと同時に、災害時活動困難度とはどのように算定されるのでしょうか伺います。

○高梨木密整備推進課長

まず、火災危険度の設定に際して、今回調査が延焼時間を6時間から12時間に変更した理由についてなのですが、東京都によりますと、延焼が進むスピードで12時間延焼させた場合に進む延焼の範囲というものが、東京都内で河川や道路等の延焼遮断帯に区切られた面積とほぼ12時間延焼の際の到達する部分の距離が一緒になるということが12時間延焼に変更した理由だということでございます。

続きまして、困難度について、なぜ総合危険度のみに加味するのかということについてなのですが、こちらについては、東京都から個別の説明はございませんでしたが、総合危険度とって、火災だけではない、建物倒壊だけではないといった総合的に危険度を算出する際に、その地域の道路や公園といった災害活動に資する社会基盤の量であったり、というものを加味することが望ましいと東京都が判断されたものではないかなということで、所管としては考えているところでございます。

この災害時活動困難度の算出方法につきましては、詳細な計算式が報告書のほうには載ってございますが、大きく分けて二つの指標がございまして、まずある地点から逃げるために幅員の広い6m以上の道路に至るまでの時間といったような指標、それと、その地域の中における幅員の広い道路であったり、あと防災広場等の公園、要するに災害の活動を救援する、助けに行くために必要な部分の面積等により算出されていると報告書によるとなっております。

○安藤委員

6時間から12時間に変更という理由はちょっと、まあそういうふうに都が言っているということですが、これをどう見ればいいのかというのはちょっと難しいなと思っています。研究したいと思います。

今回、西大井三丁目、七丁目が出てきましたけれども、ここは第一種低層住居専用地域なのでよね。区内でもそんなにないのですけれども、閑静で、大きな敷地の屋敷が並ぶところなのですけれども、これがなぜ危険地域になるのかというのは、ちょっと生活実感と余りにかけ離れている感じがするのですけれども、このような結果になぜなるのでしょうか伺いたいと思います。

○高梨木密整備推進課長

西大井三丁目につきましては、まず本報告書によると、なぜ危険度が増大したかということについては、火災危険度の上昇、危険量の上昇、これは延焼時間が6時間から12時間になることにより、ほかの区域よりも西大井三丁目のほうが延焼の度合いがひどいということになり、危険量が増えたという説明が東京都のほうからございました。

また、災害時活動困難度が、困難度自体は4ということで、最高ランクではないのですが、区内では最上位ということもありまして、その影響で総合危険度が上がったものというふうに考えております。これは何を意味するかというと、先ほど災害時活動困難度の算定方法については説明いたしました、要するに、災害時の救援や逃げるために必要な道路であったり、防災公園であったりというものがほかの区域に比べて不足しているということが言えるのではないかと考えております。

○安藤委員

何か、わかるような、わからないようなといいますか、数字上ではそうなるのかもしれないのですが、生活実感と余りにかけ離れているなどというふうに思うのですよ。西大井、おそらく想像しますと、6m道路が余らないのではないかと思うのですけれども、ただ個々の住宅はしっかりした大きな敷地で、そんなに延焼がというようなところではないと思うのですよ。6m道路が少ないということなのか、ちょっとそこら辺をもう少しお伺いしたい。

○高梨木密整備推進課長

まず、細かな計算の中身であったり、データについては東京都のほうに最終的には聞いてみないと、区の調査ではございませんので詳細なお答えはできませんが、委員がおっしゃるとおり大井・西大井地区というのは、6m以上の広幅員の道路が少ないということと、防災広場もなかなか少ないということで、木密整備推進課としても滝王子通り南側の地域については防災まちづくりの必要があるということで、まちづくり勉強会、協議会等、今現在防災まちづくりについての取組みを進めているといったこともございます。

○安藤委員

いわゆる6m道路に140mより遠い消防活動困難地域という区域がありますけれども、この西大井三丁目、七丁目というのは、消防活動困難地域に入っているのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

また、4m道路はあるわけですが、こういった道路では消防車は入れないとか、または角を曲がれないとか、そういう実態、そういうふうになるのでしょうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○高梨木密整備推進課長

大井・西大井地区のまちづくりのための勉強会等でお話しさせていただいている内容としましては、西大井三丁目、大井七丁目、特に南側の部分について消防活動困難区域がありますねと、その地域の改善のためにどういった道路を通したらよろしいでしょうかといったような形で話し合いが進められているところでございます。

また、4m道路についてなのですが、4m道路で何も駐車車両とかがなければ、そのまま緊急車両等の通行もできる部分もあろうかと思っておりますけれども、やはり発災時、駐車車両もある、歩行者もいるといった中で、しっかり緊急車両を通すためには6m以上の道路が必要だという形で現在防災に資する道路の整備といった形で進めているところでございます。

○安藤委員

4m道路でも消防車が入れないわけではないということだと思っておりますけれども、消防車は入れないのですかと伺ったので、また曲がれないのですかと伺ったので、ちょっとそこら辺をはっきりお答えいただきたいのが1点です。

それと、消防活動困難地域ですよという話をして進めているけれども、消防活動困難地域なのです

か。それはどれぐらいあるのですかというのが、それもちょっとよくわからなかったのでお答えいただきたいというのが2点目。

あと、今回の資料にもありましたけれども、この調査の目的ということで、地震災害に対する都民の認識を深め、意識の高揚ということで、2番目には震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用と書いてあるのですけれども、伺いたいのは、今回の結果で、区道ですけれども、31号線という計画がもろ三丁目と七丁目に入っているのですけれども、これを区としては進める動機にお考えなのか、伺いたいと思います。

○高梨木密整備推進課長

4m道路への消防車の進入につきましては、その4m道路の曲がり角の状況とか、入ってくる消防車の規格等によっても異なると思いますので、ここで断定するようなことはできかねると考えております。

消防活動困難地域につきましては、西大井三丁目、七丁目全域がそういう区域ですよと言ったわけではなく、広幅員の道路から一定の距離をとった、その残りの部分ということで、一部存在するという形でお話をさせていただいているところでございます。

○中村都市計画課長

ただいま計画道路についてのご質問でございますが、今委員がご指摘の道路を含めた品川区内の計画道路は、延焼遮断帯という目的もその中には当然ございます。防災性の向上のためにはございます。ただ、今回の地域危険度の結果は、その結果が出る前から道路は既に計画としてはございましたので、直接これを理由に計画を進めるということではなくて、道路の計画そのものは防災性の向上という目的が一つある、その達成のために既に計画が存在をしていたというところでございます。

○安藤委員

新再生まちづくり、地区まちづくりの手引きという本を読みますと、4m以上の幅員がないと緊急車両は曲がり切れないと書いてあるのですけれども、逆に言うと4mの幅員があれば緊急車両は曲がり切れるということだと思うので、何て言うのでしょうかね、その地域によってさまざまな特性がある中で、こういう定量的な、しかも今回は基準まで変えているわけですね。それで、その数字だけをもって6mにしなければいけないとか、道路をつくらなければいけないというような進め方というのは間違っているし、やるべきではない。きちんとその地域特性に応じた住民の方のお話や意見を聞きながら進めていくのが防災対策ではないかというふうに思いますので、31号線はちょっとやめてほしいというふうな意見はあります。

○西本委員

私は、大井七丁目に住んでおりますので、よくわかっているのですが、今の話の中にもあるように、確かに大井七丁目、非常に密集地だということなのですよね。確かに道路も狭いです。ただ、住民の皆さんは認識しておりまして、ここは消防車は入れないのですよねというのをチェックしているのですよ。町会の人たちというのは、ここは難しい、ここは入れる、だからどうするのだという話をしているのですよ。

ここに道路の拡幅とあるのですけれども、それは密集市街地で必要なことではあるのですが、なかなか難しい、非常に。ほとんど道路になってしまうというような状況になってしまうので、この危険度のランクづけというのは、たぶん状況によって変わってくるのだと思うのですよ。たぶん耐火の家屋にすれば、ちょっとこれも変わってくると思うのですね。

そこで、活用の方法について知りたいのですけれども、まずこの資料2のところ、危険量の変動主

要因というのがあるのですよ。これはどういうことを見て、ここに要因としてあるのか。7回目と8回目とでやって、その変動した理由としては、こういうことが関係するのですよという意味だとは思うのですね。ということは、かなりまた9回、10回となっていくと、まちの状況が変わってくる。ただ、その変わる中で、これをどう活かしていこうとするのか、あとは地域の状況によっては、なかなか解消が難しいという中で防災対策、これはちょっと担当が変わってしまうと思うのですけれども、防災対策をどういうふうにしていくのかと、ハードとソフトでこれを活用できるのではないかなと思うのですが、これをどのように防災意識を高めていくのに使われようとしているのか、お聞きしたいのですけれども。

○高梨木密整備推進課長

先ほどもご説明いたしましたとおり、現在、大井・西大井地区、大井七丁目を含めたところで木密整備推進課としても、地域の皆様と話し合いを進めているところです。その中でも、やはり道路をただ拡幅するだけでは難しいね、何本必要なのだろうという話で、なかなか難しいところがございます。

ただ、そういった中でも、やはり絶対的な広幅員道路が不足しているといったところもございますので、現在どこに通したらいいかといったところで、実質的な話し合いを進めているといったような最新の状況でございます。

もう一つは、資料2の中にありました危険量の変動主要因というところでございます。これは委員ご指摘のとおり前回から今回の調査で、危険量の変動した割合、その一番大きいものについてその要因を東京都は機械的にというか、幾つかのパターンの中で選んで市街地の変化とか、延焼の時間が長くなったことによって火災危険度量が増えていますよといったことを記載しているのみでございます。

この結果を今後どのようにというところなのですが、区といたしましては、この結果をそのまま機械的に用いて、この地域はこうだからという形で進めていくというような思いはございません。今までと同様に地域特性に応じてしっかり話し合いを進めながら防災まちづくりを進めていきたいと、このように考えているのですが、ただ統一的な東京都全体の中で調査した指標によるとうだねといったところを、参考資料としてしっかり地域のまず住民の皆さんにこの結果を知っていただくということで、有効に使っていければというふうに考えているところでございます。

○西本委員

実際、これは2月15日に東京都が発表して、新聞報道は26日ですよ。町会の中では、既にこの情報は流れているのですよ、町会に。すごいなと思ったのですけれども。それでここはやはり危険度が高いですねということから、では何をしようかというふうに防災につながっていることは確かなのです。なので、地価に影響するとか、財産の変動にどれだけ、それもちょっと担当ではないかもしれないのですけれども、どれだけ関係してしまうのかなという部分もあるのですけれども、それと、やはりちゃんと伝えることによって、住民たちは受けとめているなと思ったのです。

よく昔から住んでいる人は、ここの道は狭いからなかなか消防車が入らないのですよね。だから、スタンドパイプを自分たちでできるように訓練しようかみたいなどころにつながっているというのがあるので、そういうのもちょっと計画の中に入れていただきたい。

それと、やはり危険度の変動になったときに、何でこうなったのというところをもうちょっと詳しく説明してあげないと、誤解を生じるかなと。私がこの説明を受ける前に、データを見たときに感じたのは、大井七丁目、庚塚町会もそうですけれども、大きい屋敷数はあったのですよ。でも、それが壊されて、細分化して、耐火の建物にはなっているのですが、密集度といたら、ものすごい密集地ですよ。1棟建っていたところに、7棟、8棟建っているわけですから。そうすると、やはり自動的に危険

度は高くなるのかなど。これはどうなのですか、そういうことはどこまで加味されているのでしょうか。ただ、建物の耐火度というのは、よくなっているのです。耐火用の建物を建てて、区のほうもここは助成の対象になっていますので、皆さん、活用されている。だけど、実際密集度という、ものすごく密集度が高くなっているのですよ。それはどういうふうな数値にあらわれているのでしょうか。

○高梨木密整備推進課長

まず、危険度の公表による地価の変動等については、細かなデータは持ち合わせておりませんが、今木密地域の中でいろいろと道路の拡幅や防災広場の設置等で区民の方から土地を買わせていただいているような状況を見ますと、大きな全体としての地価の変動を揺るがすような大きな変動というものは、この危険度によってはないということは感覚として捉えているところでございます。

あと、2点目でございますが、今回の公表によっていろいろと住民に誤解を与えないようにということなのですが、そこは区としても非常に重要だと考えておりまして、危険度5だから、危険度ランク5段階だけが先行してしまうのではなくて、まず危険の量はこの5年間でしっかりと低減されて、防災まちづくりは進んでいる。ただ、横並びで見ると、まだまだほかのところよりも改善のスピードがちょっと遅いよねというような形で、しっかりと内容をわかっていただくような説明の仕方が必要だろうと考えているところでございます。

最後に、大きな敷地が分割されて、細かい新しい建物になった場合ということなのですが、基本的に現在の都市計画では、新しく建てる住宅は火事に強い建物で建てられているので、老朽住宅が密集している状況に比べれば安全性は高いというふうに考えております。密集しているからといって、直ちに新しい建物が危険だといったような形にはならないと考えています。ただ、もともと大きな敷地だったときと比べてどうかということについては、その敷地の状況とか火災が発生して延焼していく度合い、火災に強い建物も長い時間火にさらされますとやはり燃えてしまうケースもございますので、そういった状況次第で判断が分かれるところがあるかというふうに思っております。

○西本委員

そうすると、この数字の中には、最後の件なのですが、加味するのは難しいということなのですかね。それはいかがですか。

○高梨木密整備推進課長

結論から申しますと、そういったような状況で、密集度という形で加味されるようなところはないというふうに思います。シミュレーションの仕方、火災については地域の中ではここは新しい火災に強い建物になりました。そこに火が来たときに燃えるのか、燃えないのかという形を機械的に電算で処理しておりますので、ただ隣棟間隔が狭いと、隣の家との間隔が狭いと火が燃え移る度合いが高くなるという形で、そういった意味では危険度は高くなるかと思えますけれども、ただ新しい建物ですので、建物自体は火災に強いといったところをちゃんと加味して計算しているところがございますので、直ちに密集度が高いからといって、この数字上に何かあらわれてくるといったところはないというふうに考えております。

○西本委員

この数字というのは、客観的に見る上でも大切な数字だと思っているのですね。なので、ランクづけというのいろいろあって、意味合いがあるなど。ただ、誤解を生じさせることはいけないし、経済条件にも影響してしまうということがあるので取扱いについては注意していただきたいということと、やはりただ単なる、ご答弁はいただきましたけれども、答弁だけではなくて、何をすべきなのかということ

ころ、住民たちといろいろな話をさせていただいて、ここにはもうちょっと、例えばスタンドパイプをもう1台増設したほうがいいねとか、助成をするとか、あと訓練を年2回ぐらいだったけれども、それを3回やりたいですみたいに言われたときにはそれに対応するとか、そういう形でのソフト的な対応をする。割と危機感を持つとそれなりに皆さん気をつけますので、そういう形でこれを有効活用していただきたいと要望して終わりたいと思います。

○安藤委員

今のところ、直ちにというところなのですけれども、大きな屋敷が確かにミニ開発的な感じで分割されていくということは、どの地域でも結構見られてしまうのですけれども、そういうことになりますと、建物倒壊危険度の測定方法ですと、やはり建物量とかというのが出てきますし、今は危険度が上がらないかもしれないけれども、後々30年等たってくると、それがどうなっていくのかというのは、区としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○高梨木密整備推進課長

将来に向けた話でございますが、30年、50年先に、やはり将来的には老朽木造住宅になってしまうのではないかとこの部分は、可能性としてはあろうかと思えます。現在は耐火、火事に強いつくりで建てていただきますので、昔、戦後すぐぐらいに建った家と、また今から50年後の家の状態が同じかどうかはわかりません。改修の技術等も進んでいますので、同じ状況かどうかというところはまだわからないところでございますが、ただ品川区内については、そういう狭小の宅地が密集していて、木密地域が非常に問題になっているといったことで現在までずっと取組みを進めてきたということがございますので、基本的には木密地域の再生産は防ぐといったことが基本になるかと思えます。

ただ、だからといって、全ての地域で、地区計画の際に例えば敷地面積の最低限度をどのようにするのかといったところは機械的に行うのではなくて、こちらについてもしっかり住民同士で話し合っているところがございます。

○安藤委員

そうですね、ちょっと木密地域の再生産というふうにならないようにという話もありますが、それはなかなか実際に実行するには本当にルールづくりとか、まちづくりは百年の計ということもよくおっしゃいますけれども、すごく大事な視点になってくるのかなと思えますので、これからそういった視点も大切にさせていただいて、防災対策を考えていただければと思います。

○いながわ副委員長

すみません、5年に1回行う、おおむね5年ということで、地域危険度測定調査ということで、要するに第8回の結果を見て、所管の課長からすると、全体的には今まで取り組んできた品川区の事業、東京都の事業を含めて、全体的によくなっているという感覚でいいのかなのか。私も数年前からずっとこのことを質問してきたのですけれども、この結果は、品川区がこれからの都市環境を持続可能な都市環境にしていくために用いる一つの指標だと思っているのです。その結果を見て、今までいろいろな事業を展開してきて、またその結果、改善をされてきている部分というのはあると思うのです。

今回、これが出たのは2月15日のプレス発表でしたか。ということは、平成30年度予算にはこれが出る前に予算が査定されて、冊子になっているわけですから、これが出たことによって、また品川区として、今までも十分やっていると思うのですよ。また、何かプラスアルファ、これが出たことによって、新たな地区を指定すとか、新たな予算組みをとって何か事業を展開するのかというお考えがある

のか、そうなってくると、いきなり補正予算を組むのか、部内間流用なのかわからないですけども、そういうのはどうお考えなのかというのが1点。

そもそも、この地域危険度測定調査自体が、以前からずっと申し上げているのですけれども、おそらく5年ぐらいうれているわけではないですか。もともと用いている指標が、土地現況調査というのは品川区が東京都からやってくれと言われて、やっていると思うのですけれども、その指標を用いているわけですから、ずれていますよね。だから、平成23年の指標が今回の第8回に反映されているわけだから、おそらくずれてきているのですよ。おそらく平成23年から平成30年の間というのは、結構、私は品川区の整備は進んでいると思っているのですよね。

だから、これを見ると、例えば倒壊危険度に関しては固定資産台帳、これは平成27年、土地利用現況調査というのは平成23年を用いているわけですよね。この火災危険度に関しては、消防が出しているのは平成29年で新しいデータなのですから、そういった部分でデータの使い方によって本当の今の品川区とこの第8回が訴えているデータというのは、多少違いがあると思うのですけれども、その辺はどうお考えになっているのかということをお聞かせください。

○高梨木密整備推進課長

まず、全体を俯瞰してですが、まず確実に言えることは、危険の量自体は減っている。しかも、特に火災については6時間、同じ条件下で比べたところによると、東京都やほかの区の平均よりも品川区は改善が進んでいるといったところは今まで防災まちづくりに取り組んできた、今まで危ないと言われていた品川区が変わっていった一つの指標ではないかなというふうに感じているところでございます。そこはしっかり成果として区としても打ち出していきたい、このように考えています。

ただ、一方で、相対的に並べたところを見ると、火災危険度の5が増えている、総合危険度の5が増えているといったところを見てもわかるとおり、まだまだ改善が必要だといったところもわかります。特に、相対的に危険度が高いところは、今まで区が密集事業や不燃化特区等で事業を行っているところに集中しております。今までも集中的にいろいろと防災まちづくりのための事業に取り組んでまいりましたが、まだまだ道半ばではないかなと。さらなる防災まちづくりはまだまだ必要だといったところも今回の第8回調査が訴えている部分ではないかなというふうに感じているところでございます。

今回の結果を受けて、平成30年度新たな特区指定というところなのですが、先ほど申しましたとおり基本的には現在取組みを進めているところは危険度が高いところに集中しておりますので、今回の調査を受けて、新たに地区の指定、直ちにといったところは現在のところ考えておりませんが、今後ほかの地域でもまだまだ防災まちづくりが必要な地域はございますし、地域の気運が高まっている地域もございますので、そういったところへ取り組んでいく際の有効な資料として十分に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今回の調査はご指摘のとおり東京都の中で用いているデータの年次がいろいろとばらばらであります。建物の状況については平成23年度であったり、いろいろと出火の危険度等については新しいデータを用いたり、ちょっと一概に言えないところがあるのですが、少なからずタイムラグがあるとといったところは間違いないのかなというふうに思います。

第7回から第8回でも、先ほど申しましたとおり、しっかりと危険の量自体は減って改善が進んでいるといったことは、さらに強力で推し進めている近年の木密対策のことを考えれば、現時点でまたさらに進んでいるはずだといったところをしっかりと自信を持って、今後も防災まちづくりに取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

○いながわ副委員長

要するに現段階でやっているいろいろな事業が反映されるのはたぶん第9回で、平成35年ぐらいに公表される危険度測定調査になってくるのかなとは思っています。要するに、私が申し上げたいことは、そういうデータがずれていたり、いろいろな指標を用いて、たぶんその都度、測り方が違うと思うのですね。それで出た数字というのは、もちろん東京都が出しているものなので、しっかりそれを一つの参考としながらも、やはり品川区の職員の皆さんは地域にお住まいである方も多し、地域を回られているのも私も実際目にしていますので、そういうところからしっかり品川区に何が必要なのかというのを施策として見出していきたいなという思いがあって質問させていただきました。

もちろんこれは一つの参考になると思います。今まで入っていなかった町目が入ってきてしまったという例もあるかもしれない。それは何らかの要因があってだと思うのですが、そういうのも含めて品川区全体を俯瞰したときに、必要な事業をぜひ強い推進力で推し進めていただきたいと思っています。何か一言あれば、お願いします。

○高梨木密整備推進課長

品川区の防災まちづくりについては、各地区でいろいろな勉強会等を区民の皆様と進めておりますが、全てにおいて区職員がそこに出向き、町場の皆様と膝を突き合わせてまちづくりについてお話をさせていただいております。そういった意味では、この指標が出たからといって、すぐにこれに惑わされるといったこと、重要な資料でございますので、参考にはしたいと思っておりますが、まずは地域に根ざしたまちづくりといったところを優先に、今後も今までと同様進めていきたいと考えております。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 大崎駅周辺地区のまちづくりについて

(4) 武蔵小山駅周辺地区のまちづくりについて

○たけうち委員長

次に、(3)大崎駅周辺地区のまちづくりについて、および、(4)武蔵小山駅周辺地区のまちづくりについては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○稲田都市開発課長

それでは、私から(3)大崎駅周辺地区のまちづくりについて、(4)武蔵小山駅周辺地区のまちづくりについての2件は、いずれもまちづくりの状況報告のため、あわせてご報告させていただきます。

最初に、大崎駅周辺地区のまちづくりについて、お手元のA3資料に沿ってご報告いたします。

まず、1、開発事業等の現状についてご報告いたします。資料の左側の上のほうです。

01、大崎駅西口駅前地区でございますが、平成26年に設立された再開発準備組合により、まちづくりの検討が進められています。また、本地区は老朽化した旧耐震マンションが多数ございまして、この建替えがまちづくりの課題の一つであることから、まちづくりと連携したマンション建替えを促進するために、本年度東京都が創設しましたマンション再生まちづくり制度というのがございます。この推進地区に平成30年度指定されていく予定で、都へ申込みをしているところでございます。

次に、02、大崎三丁目地区（大崎駅西口F南地区）でございますが、本委員会でも随時報告させて

いただいておりますとおり、都区の都市計画審議会を経て、現在都市計画決定が順次されているところでございます。3月には市街地再開発事業の都市計画決定が予定されているところでございます。

次に、03、西品川一丁目地区でございます。平成27年度に本工事に着手しまして、事務所、店舗等、パース図がありますが、左側がこの1月に竣工しまして、その右側のB棟、住宅、事務所棟になりますが、これが平成30年8月に竣工予定でございます。この事業で補助163号線の整備を行っているところですが、JR横須賀線、東海道新幹線の下にあります土手にトンネルを通す工事なのですけれども、平成35年の完成となるため、周辺区道の歩行者混雑緩和対策、例えば警備員の配置や近隣駅からのシャトルバス対応などを再開発事業者等より行うという予定で今考えております。そういうところを近隣の方々にも、区も入りながらご説明、話し合いを行っているところでございます。

次に、資料右側、上部の04、東五反田二丁目第3地区および05、大崎駅東口第4地区につきましては、現在権利者の方々等を主体とした再開発準備組合におきまして、まちづくりの検討がなされているところでございます。

最後に、資料右下の2、水色の四角枠でございます。エリアマネジメントの活動状況についてです。

大崎駅周辺地域では、地域関係者による自主的かつ持続的にまちの運営管理（エリアマネジメント）が行われてきております。これまで大崎駅西口関係者により設立されました一般社団法人大崎エリアマネジメントと東五反田二丁目地区関係者により設立されました一般社団法人大崎・五反田タウンマネジメントの2法人が、エリアマネジメント活動の実質的な部分を担ってきております。

この2法人は組織の目的や業務内容が同様であることから、より効率的に組織を運営し、地域による自主的なまちづくり活動をより一層推進するというで、一つにする統合協議が整い、この4月1日付で統合する運びになったとのことでございます。

新法人の名前ですけれども、一般社団法人大崎エリアマネジメントで、一方の大崎・五反田タウンマネジメントは、合併消滅法人、吸収合併ということになるということでございます。

以上で、大崎駅周辺地区のまちづくりについてご報告を終わります。

引き続き、もう1枚目の資料でございます。報告事項(4)、2枚目のA3資料、武蔵小山駅周辺地区のまちづくりについてでございます。

資料の左側、01、武蔵小山パルム駅前地区でございます。平成31年度の完成を目指しまして、工事を現在行っています。現在高層棟、低層棟とも5階部分を建設中でございます。

次に資料の右側、02、武蔵小山駅前通り地区でございます。こちらは平成33年度の完成を目指しまして、現在既存の建物の取壊しを行っております。現在、この工事現場ですが、2カ所隣接しておりまして、工事連絡会を設立しまして、毎月1回関係工事の工程調整や連携、情報の共有等々を行っております。今後も引き続き安全第一、周辺への影響の配慮を行っていきたいというふうに考えております。この工事連絡会は荏原警察署、品川区、工事関係者等々でやっているというところでございます。

次に、左下の03、小山三丁目第1地区でございますが、現在都市計画や施設建築物等について再開発準備組合によりまして検討が進められているというところでございます。

次に、資料の右側、04です。小山三丁目第2地区は、現在まちづくり協議会ができているところでございます。そこでまちづくりの検討が進められているところでございますが、まちづくりをさらに推進するというでございまして、3月には再開発準備組合を設立し、検討を進めていきたいとのことでございます。

最後に、図をご覧いただきたいのですが、オレンジ色の点線ですね、ちょっと見にくいのですが、

囲った補助26号線から北側、商店街を中心にその後背地も含めた地区でございます。当地区は、木造住宅密集地でございます、狭い道路が入り組んだ地区でもございます。当地区は、まちづくりビジョンでにぎわい軸として位置づけております。今後この地区に合った東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生方針を策定する検討を現在しているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず大崎ですけれども、準備組合とか、あとそれ以前のまちづくり協議会とか、勉強会という形態もあると思うのですけれども、それぞれの段階では、区というのはどういうふうにかかわっているのでしょうか。具体的な支援内容というのがあれば伺いたいと思います。1点です。

もう一つは、大崎駅の西口F東地区、この都のマンション再生まちづくり制度を活用とありますが、これはどのような制度なのでしょう。指定されると、どうなるのかというのを伺います。

○稲田都市開発課長

このまちづくりを進める中で、協議会、準備組合というふうに進めていくというところでございますが、これへのかかわりでございます。基本的に再開発組合のように補助金を支出するとか、そういう面での補助金の支出とか、そういうものはございません。協議会におきましては、まずは地元の方々からその地区に対する疑問が上がってくるわけですね。何人かの皆さんが声を出し合いながらこのまちを改善していきたいというような話から始まってきますので、区としましては、そこでこのまちについてのアドバイスを求められれば、アドバイスをしたりしていくものでございます。準備組合におきましては、大分話が進んでくるということでございますので、まちづくりの方針、もちろん協議会の時点でも話しているのですが、区の方針とか、そういうものを権利者、地区の皆様方にお話をしながらまちづくりを順次進めていくというところでございます。

それから、大崎駅西口駅前地区でございます。このマンション再生まちづくり制度でございます。こちらなのですけれども、大崎西口駅前地区は、平成27年度にモデル地区指定というのですか、東京都がまちづくりを進める中でマンション再生というのをどういう形でやるのかというか、事例の研究みたいな形で、問題点とか、そういうものはありませんかということで東京都と話をしてきたところでございます。

この地区でございますけれども、旧耐震のマンションが非常に多くございまして、そのマンションを建て替えるというふうになりますと、容積率もほとんど目一杯使っている、なかなか権利者の皆さんたちも多くて、建替える場合、非常に合意形成がとりにくいとか、そういう問題点等々を挙げてまいりました。そういう中におきまして指定をしていくということでございます。こうなりますと、地区におきまして、地域の皆様方もマンションを建て替えるとか、何とかしなければいけないという意識は非常に高まっていくということで、そういう位置づけをしっかりとしていきたいというところでございます。

○安藤委員

まず、準備組合等々については、協議会とか勉強会の段階でかなり品川区もしっかりアドバイスしたり、かかわっているのだなということはわかりましたけれども、ちょっと具体的にお伺いしたいのですけれども、東五反田二丁目第3地区、それと大崎駅東口第4地区、その左隣の部分でも大崎一丁目の残

りの左の部分ですね、勉強会も行われているというのを聞くのですけれども、それぞれどのような計画が検討されているのでしょうか。

それと、準備組合などへの加入率は地権者何人がそれぞれいて、何人中何人ぐらい入っているのかというのをちょっと具体的にお伺いします。

それと、大崎駅西口F東地区のほうは、伺ったのは、指定されるとどうなるのですかねというのか、どんないいことがあるのかというのがちょっとわからなかったの、具体的にマンション再生まちづくり制度というのは、どんな制度なのかというのをちょっと知りたかったのでお伺いします。

○稲田都市開発課長

東五反田二丁目第3地区でございます。これは目黒川沿いにあります、ここに示す御成橋から上流に接する部分のこの地区でございます。準備組合を設立されて、このまちづくりについて現在検討が進められているところでございます。

二丁目第3地区、準備組合加入率ですね、14人のうち13人が加入しているというような状況でございます。

大崎駅東口第4地区でございます。これは準備組合においてまちづくりを検討しているところでございますが、東口第4地区、加入状況24分の16が入っているところでございます。

その西側ですね、大崎駅に向かったほう、山手通りとこの山手線に挟まれたこの地区ですが、この第4地区に隣接しております。で、大崎駅に近いというところで、協議会を現段階で話し合いがされている。この2地区、道路やまちづくり、その基盤整備等の関係がございまして、連携しながら協議等を行っているという状況でございます。

それから、先ほどのマンション再生についてでございます。具体的に言いますと、東京都は検討するためにマンション再生地区、これを検討するために、検討の費用、コンサルタント費用みたいなものを出しますよというのが目に見えた支援でございますが、この大崎西口駅前地区は、既に準備組合で事業協力者等がおりまして、そういう費用等はそちらが担って自主的に検討しているというところでございまして、区のほうとしてはそれをもらうという形では考えておりません。先ほども言いましたように、マンションの旧耐震、これを改善して行って、防災等をしっかりやっつけていかなければいけないという位置づけをしっかりと、東京都との連携を図りながらしっかりしたまちづくりができればというところで指定していくということで考えております。

○安藤委員

ちょっとF東地区のほうは、具体的には特に何か指定する意味がちょっとわからなかったのですけれども、特にいいことはないということなのではないでしょうか。ちょっとメリッ的なものは何も感じられなかったのですが、何かないのですか、あるのですかというのを、もう一度お伺いします。

それと、それぞれの加入状況を聞いたのですが、協議会が設立されているということなのでも、大崎一丁目の西側部分ですね、これは協議会というのであれば、武蔵小山と同様に協議会と書くべきなのではないかなと思ったので、何で書かなかったのかなというのと、協議会への設定と加入状況もあわせてお伺いしたいです。

あと、それぞれの地区の、私はどんな計画が検討されているのかなというのを伺ったので、こちらもお聞かせいただければと思います。

○稲田都市開発課長

まず、マンション再生でございます。目に見えた補助とか、そういう話は先ほどの話でございます。

このように指定していくということでございますと、東京都のほうのさまざまなまちづくりに関する部署との連携といいますか、そういうところはしっかりと位置づけることによってできてくるというところで、そういうことを進める中でマンションの建替えがスムーズに進んでいくというふうに考えておきまして、そういう意味でマンション建替えがスムーズに進むためには、こういうところをしっかりと位置づけていきたいというところでございます。

それから、武蔵小山のほうは協議会であるのに資料に表示しているというところでございますが、こちらは小山三丁目第2地区、現在は協議会なのですけれども、3月になりましたら、準備組合にしたいというところでございますので、組合員の皆さんがそのように段取りを立てておりますので、これはご報告というところでここに載せさせていただいたところでございます。一応準備組合以上を基本的には載せていると、今回の報告にさせてもらったところでございます。

先ほどの東五反田二丁目第3地区でございますが、こちらはイマジカがあるところでございます。まさにどういうふうな形でまちづくりをやっていくか、広場の配置、公園等の配置、それから道路の配置等々を考えながら、こちらのまちづくりを進めていこうということで今まさに検討しているところでございます。

大崎駅東口第4地区におきましても、先ほど言いましたように、隣の地区との関係もでございます。連絡会等を開いておりますので、そういう中で連携をしながら居木橋の付近ですね、この付近のまちづくりを考えているという状況でございます。

その西側の地区の協議会の加入率は、現在区のほうではちょっと把握していないということでございます。

そのほか、西口駅前地区、大崎三丁目地区は、昨日お話ししたところでございますが、西品川一丁目地区におきましては、建物が完成していくというところでご報告いたしました。

○筒井委員

東五反田二丁目第3地区と、大崎駅東口第4地区についてなのですけれども、東五反田二丁目第3地区、今ご答弁があったように、イマジカとかが今ある場所ということなのですけれども、地図で確認しますと、やはりそうしたイマジカとか、あとまた大崎駅東口第4地区だと印刷業者とか、そうした企業が今いらっしゃるところが多いのですけれども、この再開発の背景としまして、そうした会社が土地を売って、マンションとか、そうした住宅に変えていきたいというようなお考えがあるのでしょうか。今区として把握しているところがあればお教えてください。

○稲田都市開発課長

このいずれの地区もこの太い青い点線がございます。都市再生緊急整備地域、こういう地区に指定されている、昨日来ておっしゃいますが、副都心である等々ございまして、副都心にふさわしいまちづくり、複合市街地の形成というところにおきまして、まだ具体的にどのようにやるというところでは、その辺はまだ現在話し合いをしているところでございます。

○筒井委員

話し合いの段階だと思うのですけれども、基本的にはやはり今いる企業は抜けられるという形で考えてよろしいのでしょうか。

○稲田都市開発課長

最終的に出ていくのか、出ていかないのかという話でございますけれども、現在のところ、そこにいる企業もこの協議会に入って一緒になって検討しているということでございます。

○筒井委員

イメージ的には、その企業もありながら住宅も建てていく、西品川一丁目地区のような感じになるのかなということを私はイメージしたのですけれども、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○稲田都市開発課長

その辺で、そういうふうな方向性だとか、そういうところはまだ今固まっていないというのですか、いろいろ話し合いはされていますけれども、この場ではなかなか言えないということです。

○西本委員

大崎駅のほうなのですが、3番、西品川一丁目地区の下のほうに書いてありますように163号線、先ほどトンネルを掘るというお話を聞きましたが、これは本当に大丈夫ですか。どこまでいっているのでしょうか。どこまで話が進んでいて、具体的にJRとの話がどこまで行って、信憑性がどこまであるものなのでしょうかというのが1点。

それと、大崎駅です。これだけ開発、わかっていることでありますし、昨日も言っていたと思うのですが、大崎駅との交渉について再度確認したいのです。これだけ全体像が見えてくると、大崎駅もたぶん承知の上だと思いますが、ちょっと危機感を感じてもらわないと、しっかりやっていただかないと、収容し切れない状況になっていますよね。非常に危険性をはらんでいるということがあるので、どこまでの真剣度なのかというのを再度お聞きしたいです。

三つ目が、エリアマネジメントの活動状況、今まで二つの法人がやっていたところを一つにするということは、非常に大きな組織になるのかな。ここの一体をマネジメントしていくということは、相当な組織も必要になってくるし、逆に一つにすることによっての不都合というのは出てこないのでしょうか。例えば、いろいろな意見、いろいろな自由度という意味も大きくなるとなかなかできなくなるし、あとは決してないと思いますが、利権とかが絡んできやしないかみたいな、まずないと思っていますけれども、そういうことが出てきやしないか。要はチェック機能ですね。どうやって品川区がチェックを果たしていくのか、これは一般社団法人だから余り監視できないのですよというものなのか、その点についてよろしくお願いします。

○稲田都市開発課長

まず、西品川一丁目地区、JRは本当にトンネルをやってくれるのかというところでございますが、もう施工協定を結んでおります。協定を結んでおまして、今後実際に着工していくというところでやっておりますので、それは間違いなくやっていくというところでございます。

それから、大崎駅の混雑度でございます。昨日もちょっとお話しさせてもらったのですが、やれる部分からやっているというところで、改札口、ラッチを少し増やしたりとか、りんかい線の階段を少し広げたりとか、そういうところはやってきております。その辺、JRとも今後も引き続き大崎駅の混雑について話をしていくところでございますが、JRのほうもやはり大崎駅の乗降客数の多さについては認識しているところございまして、トップのほうというのですか、上のほうの方たちもよく認識しているところございまして、何とかしなければいけないという意識であると私どものほうは思っているところでございます。

エリアマネジメントでございますが、これは実質部隊、エリアマネジメント法人で東側と西側とやってきております。協議体というのがございまして、まち運営協議会というのがございます。これはその地区の人たちがつくっているまち運営協議会というのがございまして、それは東も西も、昔はもっと細かく分かれていたのですけれども、それが一つになりまして、大きなまち運営協議会というエリアで

やっていくというところでございます。

実質部隊が東と西に分かれておりましたので、必然的にといいますか、このまち運営協議会を実行していくための法人団体が二つに分かれているのではなくて、一つにまとまって、そのほうがより情報も共有しますし、やり方も統一して、よりよいまちづくりの発展につながっていくというふうに考えておりました、そのように進められていくというところでございます。

○西本委員

J Rとは契約が済んでいてというか、お互いの共有的な状況で進めていくということなのですが、J R、この界限もなかなか開通ができないで、これはやはり線路があるからなかなか工事ができないというところがあって、何cm掘るにも何年かかっているのというぐらいの状況なわけですよ。なのに、この平成35年ということは、あと5年ということなので、この監視状況という、それから区の権限、難しいかもしれませんが、例えば5年だったのに10年、20年、30年かかりますよと言われても困るわけですよ。そこら辺を強く言えるような関係性というのがあるのかどうか。やはり、区は品川区民の代表にもなるわけですから、やはりそこはきつく言っていただかないと進んでいけないのではないかとということをととても心配しております。その状況。それから平成35年に完成するということですが、この5年間はどのような対応をとられるのですか。あそこは1mぐらいしかあいていないので、どのような対応をされるのか非常に危険があると思いますが、どういうふうに区としては住民等々にお知らせしていくのかということをお願いしたいと思います。

大崎駅に多少の、いろいろな、細かいところは努力されていると思います。しかしながら、やはり全体を見たときに、抜本的に大崎駅を変えないといけないのではないのというぐらいのことを考えていかないと、収容し切れないのではないかと、もしくは、まちづくりをこれだけいろいろな協議体が、組合等もできて進んできている中で言うと、では大崎駅を含めての再開発というか、まちづくりというもののあり方についても考えてもいいのではないですかねと。そんな急に5年、10年でできるような話ではないかもしれませんが、そういうビジョンを持った形でやっていくということも、この全体のそれぞれの組合の中で共有観を図りながらつくっていくということも必要なのではないかと。それを進めていくのがエリアマネジメントの仕事なのかなと思うのですが、その辺のこれからのあり方、進め方についていかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

まず、163号線のJ Rの工事なのですけれども、先ほど協定を結んだといいますのは、区、それから再開発組合、それとJ R東日本と協定を結んでいるということにおきましては、工程管理にしても、そういうところにおきましては、J Rのほうと共有して進めていくところでございます。

つい先日もJ Rと再開発組合と話をしまして、何とか工期を短くならないかというような話も引き続き並行しながらやっているところでございます。

それから、駅の混雑でございます。これはJ Rのほうも認識はあるというところでございますが、やはり抜本的な改良等も含め、それができるかどうかは別としまして、今後検討していかなければいけないと区のほうも考えておりました、その辺の検討は早い段階でやっていこうかなと思っております。

それから、5年間、開通までの対応はというところでございます。先ほどちょっと触れさせてもらいましたが、シャトルバス、これは品川駅、大井町駅、それから大崎駅から大体55人乗りぐらいというふうに再開発組合のほうは言うておりましたけれども、それをピーク時に運行しまして、ピーク時に1,000人ちょっとは運べる能力があると、循環しながら、というので、対応の一つというふうに

考えております。

それから、もちろん警備員を配置する。それから細かいところですが、なるべく歩道等に影響させないようにちょっと用地を借りて、人だまり等をつくったりしながら考えてやってきている。あとサインの設置とか、スクールゾーンの規制もちょっとしながらやっていこうかなというふうに再開発組合のほうと話をしているところでございますが、いずれにしましても、沿道の近隣の方々にはご迷惑をかけるということで、現在地元の方々と意見交換をしながら、よりよい対策が今後できるのかどうかというところで、引き続き話し合いは進めていきたいというふうに考えています。

○西本委員

事故とかがあってはいけないと思いますので、しっかりとJR等を含めて、地域の方等も含めて協議をしながら、状況に応じて、臨機応変に対応していただきたいなと思っております。

すみません、武蔵小山駅のほうを1点だけお聞きします。非常にビルをたくさんつくっているなど、知ってはいますけれども。ここができ上がったときに、人口がどれだけ増えてしまうのだろうかと、ここは武蔵小山駅もあるわけでありまして、交通の便とかを含めて、どのように人口が増えて、行政として対策を考えられているのかなと思うのですが、いかがですか。

○稲田都市開発課長

武蔵小山駅、現在工事をやっている駅前通り地区というのがございますが、そちらでは505戸の住宅をつくっていかうと考えております。それと、パルム駅前地区、こちらは628戸住戸をつくっていかうと考えております。単身、ファミリー向け、いろいろありますけれども、それに見合った人数が増えていくのではないかと、この地区に関して言えばというところで、増えていくのではないかとというふうに考えております。

いずれにしましても、この武蔵小山駅というのは鉄道が地下化されて都心方向にも行けるし、横浜の方向にも行ける、それから急行もとまる、非常に都市基盤、鉄道の利便性もいいというところがございます。まして、歴史ある商店街がありまして、すごい底力を持っている、まちが非常ににぎわっているというところにおきましては、再開発だけではなく、必然的に武蔵小山に人が集まってきているというような状況もございます。そういうところも踏まえながら、駅に関しましては東急電鉄もこういう再開発がありますよ、そういうふうな話を会議の中でも、連絡会議を開きながら進めていくということで考えております。

○西本委員

武蔵小山駅、すごく大きく変わっていくのだろうかと、今でも全国的に有名な商店街を抱えているのですけれども、さらにそれが人気も上がってくるのだろうかと、これからのまちづくりに非常に期待するところでもあります。その反面、やはり対応しなければならないことがどんどん出てくるのではないかなと思うのです。なので、そこは今後進めていく中でも危機管理も含めて監視していただいて、対応策をぜひとっていきつつ、開発を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大沢委員

大崎のほうで駅のキャパシティとかいろいろな話が出たのですけれども、あえて伺いたいのですけれども、二つ棟ができると大体5,000名増えるというような試算が出ていますよね。その中で、今駅舎は、そうでなくても近隣に比較的小さなマンションが駅周辺に建ってまして、人口がやはり以前より増えています。これにプラスして新しく駅前のところにまず最初に、世帯数は別にして、人口が約2,500名増える。そのまた隣の駅前のところで2,500名。合わせて約5,000名の人口があ

そここのところに増えてくるとなると、駅舎の、当然、今利便性がいいということで、急行もとまるということで、遠くからは目黒本町のほうから、学芸大のほうからも電車に乗ってきている方もいるわけでして、その部分で、駅が収容できないぐらい、今の状態だと収容できないような、おそらく悲鳴を上げていくのではないかなということが予想をされていて、また地元でもそういう話をしているのですけれども、担当の部署として、その対応策として、どのような絵を描いていらっしゃるのか、おありになったら教えてください。

○稲田都市開発課長

今委員おっしゃられたとおり、武蔵小山駅、大崎もそうですけれども、混雑が非常に深刻になってくるのではないかというお話がございます。我々区のほうもそういう点は危惧しております、先ほども言いましたが、東急電鉄、そちらのほうと今そういうところにつきましても今後対応策というのは具体的に検討していかなければいけないと考えております。

現段階では、東急電鉄に現状等の話し合いをしながらやっているところがございますので、今後よりよい解決策を見出すために、その辺は東急電鉄と話し合いながら進めていきたいというふうに考えております。

○大沢委員

その中で、昔東急にお勤めの方によると、今の駅のホームは、あと2両つけ加えられるだけの長さがあるということなのですが、そこらも含みおきで、どのような、今お話をされているのか、東口と西口と今両方出口がありますけれども、もう1カ所ぐらいつくっておかないと、おそらく収容というか、流れとしてはかなり駅が悲鳴を上げてしまっている。現状でもそうなので、そこらあたりを含みおきで、ご答弁は結構ですので、そういうような状況をよく加味しながら東急あるいは周辺の関係団体とお話を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○安藤委員

西品川一丁目の話もちよっと出たので、もともと竣工と同時に道路ができるはずが、5年も遅れているということで、生活道路、駅からの7,000人の従業員とマンション住民が大崎駅を利用するというので、その影響で隣の町会が再開発組合と話し合いを続けていまして、そこで超党派の地元の議員も参加しているという状況があります。

結局、これも再開発をどんどん進めていくことのツケの一つだなと私は考えているのですが、それはそれとして、建ってしまった以上は何とかするしかないということだと思うのですが、トンネルを通した場合、キャパというのは、そもそもやる前は一応調査とかをした上で計画していると思うのですが、トンネルさえ通したらこの混雑の問題というのは安全に歩行ができるのか、そこら辺はどう考えているのかをお伺いしたい。

それと、今は一旦隣の町会のエリアである三ツ木高架下でしたか、生活道路のほうを歩いていくという、トンネルが抜けるまで、そういうふうに誘導していくという方策をとっているのですが、ではトンネルが抜けたら、そういう一旦生活道路のほうを歩いていくというのが果たしてなくなるのだろうかという不安もあるわけですね。そこら辺は大丈夫なのかというのが心配なのです。そこら辺はどう考えていらっしゃるのか、伺わせてください。

○稲田都市開発課長

この163号線のトンネルの計画でございますけれども、幅4mほどの歩行者専用道路のトンネルを1本抜きます。それから、車道の片側車線を1本抜きます。全部で2本のトンネルをこの下に通して

いくというところをごさいますて、歩道につきましては、十分計画量をこなせるというところをごさいますて、トンネルが抜けた暁には、スムーズな通行が可能になると考えております。

それから、トンネルが抜けるまでに在来の区道を通っていっていると、そこに通りぐせというのですか、そういうのがついてしまって、トンネルが通っても、トンネルを通らないのではないかと、これは地域の方々からもご指摘を受けているところをごさいます。組合等としましては、そういうことがないように、サイン等で表示をするとか、ちょっとその辺は具体的にはまだ考えているところをごさいます。が、トンネルの中を通るということは、動線上も考えられると思いますので、そういうわき道等々の利用はないと、全くないとは言えないかもしれませんが、基本的に計画した通路を通っていくというふうに区のほうでは考えております。

○安藤委員

ぜひそこら辺はしっかりと、トンネルが抜けた後、既定のそういった正規のルートを通っていくような、促すような方策をぜひ品川区としてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

武蔵小山のほうもちょっと聞きますが、駅の北側ですが、街並み再生地区に入っているということで、水色の点線があるのですけれども、ここはどんな具体的な計画ができ、現段階になっているのか伺いたいと思います。

あと、網かけ、これは水色の網かけの中身ですね、このかかるということは、どんな規制の緩和ですかがあるのか、具体的に中身を伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

この駅の北側をごさいます。東急目黒線の北側の市街地は、共同化を推進し防災性の高い落ち着いたのある住環境の形成を図るとともに、駅前と林試の森公園をつなぐ緑のネットワークとなる環境づくりの形成を図ると、こういう計画の目標があるところをごさいます。そういう中におきまして、これはあくまでまちづくり方針をつくったところ、再生地区ですね、街並み再生方針をつくったところをごさいますので、実際これをまた地区整備計画、そういうのを立てていかないと、そういう具体的な条件にはまったものというのとはできてきませんので、今後ここでいろいろまちづくりを行うこの部分におきましては、地区整備計画を立ててやっていくという段取りをごさいます。

○安藤委員

ちょっと私が伺ったのは、具体的には整備計画をつくらなければいけないと思うのですけれども、この網がかかることで、どういうそういう地区計画ですとか整備計画ですとか、そういった緩和が可能になるのかというのをちょっと知りたかったので、そこはちょっともう一度お願いしたい。

それと、工事がもう進んでいる、武蔵小山パルム駅前地区と、駅前通り地区のそれぞれの事業費と補助金、それと公共施設管理者負担金、あと地権者の数と組合加盟の数、うち転出者の数、それぞれを伺わせていただけないでしょうか、よろしく願いいたします。

○稲田都市開発課長

この水色の点線のところは、東京のしゃれた街並みづくり推進条例というのに基づきまして、街並み再生方針というのを立ててごさいます。この街並み再生方針をごさいます。が、この再生方針は、その地区に合ったまちづくりができるというところをごさいます。その中の街区再編まちづくり制度によりまして、細分化された敷地の統合や、細街路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることを図るための制度であるというところをごさいます。それに沿いながらこの武蔵小山、品川区の西の玄関口、荏原地区の中心という位置づけがごさいますので、そういうものと整合性をといたなが

ら地区の整備計画を立てていきたいというところでございます。

それから、武蔵小山の2地区の状況でございます。パルム駅前地区の総事業費約460億円、それから補助金が約78億円、それから武蔵小山駅前通り地区の総事業費約300億円、全て約でございます。補助金73億円程度というところでございます。公共施設管理者負担金は、この2地区には入っていないです。公共施設管理者負担金というのは、都市計画道路等を整備するということにつけられるものがございますので、ここには入っていないというところでございます。

あと、権利者でございます。武蔵小山駅前通り地区、土地所有者、それから借地権者、あわせまして55名ほど、それから武蔵小山パルム駅前地区が89名でございます。

○安藤委員

地権者の数はパルムが89名で、駅前通りが55名ということだったと伺いましたけれども、そのうち組合加盟している人の数、それと転出した方というのはどれぐらいいたのかというのをちょっと伺いましたので、お答えいただければと思います。

それと、駅の北側ですけれども、具体的な今動きというのですかね、どこまで進んでいるのかというのもちょっと伺ったので教えてください。

○たけうち委員長

出ますか。

○藤田都市環境部長

すみません、ちょっと北側のほうの部分の先にお話をさせていただきますけれども、しゃれた街並み再生方針の中で事業を進めていく中では、もともと地区計画等でまとまって一気にまちづくりを進めていけばいいというような場合については、最初から地区計画を立てていけばいいのですけれども、この通称しゃれまちと言われているようなものについては、なかなかまとまって進める部分とそうでない部分もあるということの中で、スピード感がいろいろある中で、大きな方向づけだけを先に決めておきましょうというような制度なのですね。

ご案内のとおり、この水色のエリアの中で、最初に共同建替えて単独でマンションが建っているようなエリアもあれば、北側のほうの中でも、若干建て替わっているような部分もあります。今回も、全体の今まとまりとして何かこの北側のほうで動きがあるかという、今のところ、そういうような動きが目に見える形ではできていないというのが実態でございます。単独で建て替えたいというようなお話等については、若干お話を聞いているところですが、いずれにいたしましても、先ほど都市開発課長が申しましたまちづくりの大きな方向性、これに合わせたまちづくりを進めていくものでございます。

○稲田都市開発課長

ちょっと細かな人数的なところではないのですが、平成29年9月時点では、武蔵小山パルム駅前地区は、戻ってこられる方、土地所有者の大体80%程度が戻ってくると、権利者の方ですね、土地所有者ですね。それから、武蔵小山駅前通り地区は77%ほど戻ってくるというところがございます。平成29年9月時点でのデータでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。組合加盟数がちょっと出ていなかったのも、もしわかればお願いします。

あと最後、すみません、この沿線ですね、随分と、1、2だけではなくて、やはり再開発の動きが広がっているなというふうに思うのですが、これだけ超高層が建っていく計画で、商店街のアー

ケードはどうなるのかなというのかすごく気になるのですけれども、どうなるのですか。アーケードはどうなってしまふのかな、残るのですかというのをちょっと伺いたいと思う。何か一般的な再開発だと、やはりどんと超高層が建つので、ちょっとアーケードの余地がなくなってしまうのではないかと心配してしまうのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○稲田都市開発課長

現在アーケードに接する部分で、武蔵小山パルム駅前地区が計画を立てて工事をやっております。この部分、アーケードを存続させて商店街のにぎわいを保つためにパルム駅前地区のビルのほうも、そちらに向けた形での店舗展開とか、そういうところでやっていくという状況でございます。

○たけうち委員長

組合の会員数がわかれば。

○稲田都市開発課長

組合員数は、基本的に先ほど権利者の数ということで考えていただければと思っております。

○たけうち委員長

では、よろしいですか。

○安藤委員

はい。

○たけうち委員長

では、ほかによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○たけうち委員長

それでは、建設委員会を再開いたします。

(5) 耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表について

○たけうち委員長

報告事項(5)の耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木建築課長

それでは、耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表について、本日机上で差替えさせていただきましたA4両面刷りの1枚でご説明させていただきます。

なお、修正箇所についてでございますが、資料表面の中段のところに、「区有施設：小学校25校(61棟)」、それが従前が「24校(60棟)」となっております。ほか、足し算の関係で、それに関係するところの数字が修正してございます。

それではまず、概要についてでございますが、東日本大震災での甚大な被害を受け、耐震改修促進法

が平成25年に改正され、特定の建築物について耐震診断の実施と報告および特定行政庁による診断結果の公表が義務化され、これまで取組みを進めてきたところでございます。このたび、当初計画として都が定める公表時期を迎え、法律に基づき耐震診断結果の公表を行うものでございます。

次に、区が耐震診断結果を公表します対象建築物についてですが、旧耐震の建物で、次の床面積1万㎡以下の建築物が対象となっております。

まず、(1)要緊急安全確認大規模建築物、対象は86棟でございます。その内訳としまして、①不特定多数の者が利用する建物として、病院や店舗、体育館等で記載の規模のもの、対象は1棟でございます。

次に、②でございます。避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、こちらは老人ホームですとか、あるいは小中学校、あるいは幼稚園、保育園等でございます。対象となりますのは、そのうち小中学校が対象になってございます。その中で、区有施設としましては、小中学校31校82棟が対象でございます。これらにつきましては、区有施設につきましては、全て耐震補強済みのため、補強後の耐震強度を公表予定でございます。

③としましては、危険物を扱う記載の規模の建築物で、こちらは対象がありません。

次に、(2)要安全確認計画記載建築物、こちらは特定緊急輸送道路沿道建築物になります。民間のマンションや事務所など、166棟が公表対象となっております。

次に、3、診断結果公表までのこれまでの取組みについてでございますが、これまで耐震診断の実施についてや診断結果の報告について、連絡あるいは通知、指示により個別、直接に行ってまいりました。また、今回の公表に向け、昨年10月より対象建築物の所有者に対し、法に基づく診断結果の公表についてを通知によりお知らせしてまいりました。

次に、資料裏面でございます。

公表の内容についてでございますが、法律に基づき記載の内容について行ってまいります。特に⑤の診断結果につきましては、耐震改修が実施済みの建物は補強後の強度を、また⑥改修実施、改修を終えているものについては、改修実施時期等について公表してまいります。

最後に公表時期、公表方法についてですが、3月末、こちらは東京都と同時に公表を予定しております。現在日程の最終調整を行っているところです。区のホームページにて公表を行ってまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

診断結果の公表の目的について改めて教えてください。それが一つです。

それと、既に平成27年5月には特定緊急輸送道路沿道の建築物について発表があったということですが、何かそれについて問い合わせとか、反応みたいなものはあったのでしょうか。そういうのを区がつかんでいることがあれば聞かせてください。

○鈴木建築課長

公表の目的でございますが、基本的に建物の耐震性、場合によっては建物、財産に踏み込むような情報ではございますが、やはり不特定多数の方が利用する、あるいは特定緊急輸送道路沿道と、こういう公共的にも資する建物については、やはり建物の耐震性については生命あるいは身体に重大な影響を与える情報で、仮に個人の利害に関する情報であったとしても、開示すべき情報と、これは国の法律制定のときにそういう考えが示されておりまして、その中で、やはりそういった情報を区として取りまとめ

て、区民にお知らせすると、積極的にお知らせすると、これはやはり利用者に危険性を周知することと、あるいは建築物の耐震性を区民に情報提供することにより、所有者等の自覚を促していくということが目的でございます。

次に、資料にもございますように、平成27年5月に公表している内容につきましては、特定緊急輸送道路沿道建築物で、耐震診断を実施していない建物について公表してございます。反応についてでございますが、特段公表してもらっては困るという強い声はございません。それまでに、公表するまでには診断を促しながら法による、これは東京都の条例になりますが、公表のご説明もしてまいりまして、最終的には診断していただけて公表したというところでございます。

○安藤委員

問い合わせの件ですけれども、公表される側の方の反応みたいのは今少しお答えいただいたのですけれども、それを知ったというか、周りのというか、所有者ではない方々の一般区民の方々の何か問い合わせですとか、反応ですとかというのがもしありましたら、どんなものがあったのかなというのをちょっと知りたいというのが一つです。

それと、目的についても二つ答弁がありましたけれども、やはり自覚を促した後に、しっかり耐震化を促進するようなどころまでいかないと、ちょっと不十分なのかなと思うのですね。それで、例えばここにも書いていますけれども、病院ですとかあるいは公共浴場というのも東日本大震災でも結構そういったところがやはり被災された後の被災者の方々にとっても非常に重要な役割を果たしたということもありましたし、こういう公共的に重要な施設の耐震化というのをやはり公はしっかり財政支援を含めて促進する具体策もとるべきなのではないかと思えますし、それを要望したいのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木建築課長

平成27年5月の公表時の所有者以外の周辺の方々の反応でございますが、対象建物が10棟程度ということもございますが、それほど大きな問い合わせ等は区のほうには1件もございませんでした。なぜ、あの建物は診断しないのかとか、そういったお問い合わせはございませんでした。

それから、公表して所有者の耐震化への促しでございますが、この資料にございます対象建物で、(1)のほうの要緊急安全確認大規模建築物につきましては、区有施設の小中学校はもとより、民間の建物、特に①1棟、対象の建物がございまして、こちらも補強済みでございますし、こちらの不特定のほうは、やはり耐震化が進んでいるというところでございます。

それから、特定緊急のほうでございますが、特定緊急のほうは、耐震化はこれからというところで、診断は高い、95%の形で耐震診断はしていただいておりますが、その後、設計補強に進んでいただくための、やはり公表して促進策として、本定例会でも提案させていただいておりますが、特定緊急輸送道路の設計と補強工事の助成の拡充を提案して進めていきたい。予算提案をして進めていきたいというところでございます。

○安藤委員

やはり、どのように公共的な施設に耐震化を実際に進めていくのかというのがすごく大事な点だと思いますので、そこら辺に関しては、さらに支援策を充実していただきたいと思えますし、それと診療所レベルになりますと、なかなか3階以上かつ床面積が5,000㎡以上というのにかからないところもあるのかなと思うのですけれども、同様にやはり震災時に重要な役割を果たす面もあると思うので、やはり公共的な位置づけもあると思えます。ぜひそういったところにも何らかの形で、任せておくとなか

なか進まないという現状もあると思いますので、ぜひそういったところにも目を配って支援していただけるような研究などを進めていただきたいというふうに思います。要望です。

○西本委員

まず、3番に書いてあります平成27年5月に未診断建築物の公表で、本委員会のほうにも既に報告があったと思うのですね。これ以降、全く該当者の方たちは何もしていないという認識でよろしいのでしょうかということと、それで2番目の(2)の166棟が該当しているというところなのですが、当然ここには入っていないのが、逆に平成27年のときはしていなかったけれども、その後にして、166棟の中に入っているものもあるのか、そこら辺の状況はどうなっているのでしょうか。

○鈴木建築課長

未診断の建物、平成27年5月以降、働きかけは継続して行っておりまして、そのうちの1棟は公表後、診断をしていただいて、166棟のほうに入っているという状況でございます。

166棟の中には、診断結果の公表ですので、診断をしていませんという方の公表は今回行いません。ただ、当然ながらその辺、やった方とやっていない方への取扱い的な差が出ますので、このやっていない方については、前は公表でしたけれども、これから指導、命令とか、より強い形の働きかけを行っていくというところでございます。

○西本委員

そうすると、本来(2)のところに166棟と書いてありますけれども、今は診断していないけれども、本来やらなければいけないというところはもっとあるという認識でよろしいのですか。その中の何%ぐらいがこの166棟になっていてという、そのちょっと規模を知りたいのですけど。

○鈴木建築課長

特定緊急輸送道路沿道建築物につきましては209棟ございまして、今回166棟なのですけれども、そのうち既に建物自体が除却されているものが21棟、それから今回1万㎡以上のものは東京都が公表しますので、東京都の扱いが13棟、先ほどご説明したまだ未診断のものが9棟ですので、209棟から21棟、9棟、13棟を引いた166棟が公表対象でございます。

○西本委員

これは補助29号線、補助28号線とか、もうちょっと場所を具体的にお願いします。

○鈴木建築課長

対象道路は、広域輸送道路ですので、国道、第二京浜ですとか、あるいは第一京浜ですとか、区内十数本の道路がその対象になってございます。

○西本委員

協力をされている方も多い中で、やはりなかなか9棟につきましては難しいなというところなのですが、幸いなかなか診断もしにくいという、何かこちらで金銭的な補助なのか、何かその要因がいろいろあって難しい部分があるのかなと思うのですけれども、現状何かきっかけがあれば何とか9棟の解決がつくというものなのか、全くそれは無理というものなのか、どういう感じなのか。

○鈴木建築課長

大分この9棟の方々には直接的な働きかけも、本当にフェイス・ツー・フェイスのやりとりをしてきたのですけれども、やはり診断費用については、ほぼご負担なくやっていただけるような制度設計になっておりまして、診断費用が用意できないというよりも、お声としては、その後工事が発生しますよねということと、やはり結果自体を知ることが資産の低下につながるということで、そういったとこ

ろが非常に強く声としては聞かれている状況でございます。

○西本委員

では最後に。なかなか事情がわからないではないのですが、決まりは決まりですから、やっていただきたいなと思っているのですが、結構2年ぐらいたつのですかね、それ以上交渉されているのだらうと思うのですけれども、できる限りというか、最終的にはどうなってしまうのかなと思うのです。このまま例えば高齢の方であれば、所有者が変わっていくという傾向になってくるのか、最終的にはそこを除却という形になっていくものなのか、区としての努力も必要なのでしょうけれども、やはり環境の変化というものがいろいろあると思うので、その見通しがあれば教えてください。

○鈴木建築課長

この9棟を含め、ほかの建物もそうですけれども、非常に築年数がたつてございます。やはり、耐震改修か、あるいは建替えという声が形的には多いです。ただその中で、建替えという形になりますと、なかなか従前の規模の建物が建たないとか、そういった声も聞かれるというのも現実としてございます。ただ、法整備の中では、マンションの建替え円滑化法等々、あるいは促進法自体も改定されて、所有者の合意の件数の緩和ですとか、あるいはマンションの容積率の緩和ですとか、そういった法整備もされておりますので、そういったところを区としてしっかりご説明しながら、1軒1軒建替え、あるいは改修していただけるような働きかけをしていきたいというところでございます。

○いながわ副委員長

ちょっと確認です。要緊急安全確認大規模建築物の86棟の中で、②で、小中学校で2階以上かつ床面積3,000㎡以上が85棟で、実際、区有施設の区の小学校、中学校が合計82棟で、これは3棟は私立の小中学校なのか、あえてここに全て補強済み、補強後の耐震強度を公表予定と記載されているのですけれども、小中学校で避難の確保上特に配慮する者が利用するというで書かれていますので、逆に残りの3校が教育施設なのであれば、そこがどういう状況で、ちゃんとできているのかという確認と、これは例えば床面積できているので、私立でも小中一貫とかがあるわけだと思うのですけれども、その場合の床面積できているので、どういった感じの取り上げ方をしているのかというのが1点。

あと、先ほど西本委員からもあったように、9棟が未実施だということで、ここが確認なのですけれども、聞き逃してしまったのかもしれないのですが、この9棟のうち、東京都がやるべき、公表すべきものと品川区が公表すべきものというのが、この中であると思うのですけれども、なければ全部東京都おそらく平成30年3月までに公表を予定しているということになってくるのか。

あとは資産の低下につながると言ったとしても、この166棟の方々は、そういうのも含めてやはりしっかり診断をしようとして診断をしているわけですから、この9棟のしない方というのは、やはり区としても、東京都がやるべきなのかもしれないのですけれども、区としてもそこはしっかりと、重要事項の説明をしっかりと載せるのもたぶん義務づけられると思うので、その辺はしっかりしていただきたいなという部分です。

あと、多少ちょっとこれから外れでしまうかもしれないけれども、結果が出ました。おそらく旧耐震なので、でも、鉄筋とか鉄骨が多いので、強度的にはさほど問題があるかどうかもあるかもしれませんけれども、やはりもし改修しようといったときに、診断は助成がほぼ満額出るかもしれないと先ほどご説明にありましたけれども、逆に今度建て替えるときに、これは個人の資産になってしまうといっても、個人の資産に今密集市街地の整備で出しているわけですから、やはり昔と多少考え方も変わってきているので、やはりそこで多少プラスアルファ、建替えの費用なのか、そこにかかる何らかしらの支援的なもの

もあったほうがさらに沿道がきれいになっていくのではないかなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

○鈴木建築課長

小中学校の棟数の中には、ご指摘のとおり私立の学校が3棟入っております。その3棟については、2棟が既に補強済みということですので、補強後の結果を公表すると、1棟が今現在耐震改修工事中でございます。耐震工事中である旨を公表していくというところでございます。

それから、一貫校ですとか、小学校、中学校、あるいは場合によっては私立等々、高校も併設されていることがございますので、基本的な考え方は、高校は高校単独であれば対象とはなっておりませんで、その校舎に小中と、あるいは高校が含まれていれば、その含まれた全体でこの面積を考慮して対象にするかしないかというところでございます。

それから、診断をしていない9棟でございますが、これは平成27年5月の時点では、都の条例に基づいて公表しておりまして、9棟とも東京都が公表してございます。今後この9棟に対しては、都と連携しながら都の条例、促進法自体には、していない方のしていない旨を公表しなければいけないというところはなくて、これは都の条例でしていない方は公表していくことになるのですけれども、東京都と連携をして、区内の未診断建物については、さらに働きかけを行っていきたいというところでございます。

それから、特定緊急については、診断がほぼ、この9棟を除いて95%以上の確率で終わってございます。今後は改修工事にいかに進んでいただくかというところでございまして、現在も特定緊急の改修と補強工事の助成制度はございますが、大分通常の補助よりも充実した内容で行っているのですが、診断が終わった次のステップですので、先ほどもちょっとご説明させていただいたとおり、本定例会で来年度予算で設計と補強工事の拡充策を提案させていただいております。来年以降、その拡充策をもってさらに強かに推し進めていきたいというところでございます。

○たけうち委員長

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 大井水神公園改修工事について

○たけうち委員長

次に、(6)大井水神公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(6)大井水神公園改修工事について、A4判両面刷りの資料およびタブレット端末のほうで配信いたしました電子データに基づきましてご報告させていただきます。

大井水神公園につきましては、平成28年度より大森駅水神口自転車等駐車場の整備を進めてきており、その整備に伴いまして公園施設の配置等を再編し、公園としての機能充実を図るための整備を行っているところでございます。

まず、今回改修する範囲といたしましては、資料2、位置図および改修範囲をご覧ください。大森駅に建設する赤い線で囲われた範囲において、今回改修工事を行うものでございます。

次に、改修の概要につきましては、3、改修平面図および裏面、電子データでは2ページ目になりま

すが、5、イメージパースとあわせてご覧いただきたいと思います。大森駅側からご説明させていただきます。

まず、既存トイレを改築いたしまして、洋式化とオストメイトやベビーシートが設置されただれでもトイレの整備を行ってまいります。続きまして、植栽には四季を感じられる草木を植栽していき、さらに公園利用者の憩いの場として休息エリアを設け、ウッドデッキやベンチを配置するとともに、幼児を対象とした遊具エリアを設け、龍をモチーフとした滑り台やスイング遊具を設置していくものでございます。

次に、今後の予定、スケジュールでございますが、資料の表面、電子データだと1枚目の下段、4のスケジュールをご覧いただきたいと思います。自転車等駐車場の整備につきましては、記載のとおりスケジュールどおり進めているもので、公園改修につきましては、今年度内に業者との契約を締結いたしまして、4月より現地にて工事に着手してまいります。平成30年度末の完成を目指して工事を進めていくものでございます。

最後になりますが、工事の実施にあたりましては、近隣の方、また公園の利用者、さらに今回自転車等駐車場の業者の方々、さまざまな方々への影響を少しでも軽減できるように配慮するとともに、一日も早い工事完了を目指し、より多くの方が利用いただけるような公園づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

一つは、今回の改修範囲ということで、図で言うと左側のほうになっていますけれども、右側のほうとかというのは、これから予定があるのでしょうか、お伺いします。

それと、今回の改修内容を定めるにあたって、住民の意見聴取の機会というのはどのように持たれたのでしょうか伺います。

○溝口公園課長

まず、今回改修に入ったところは、自転車の駐輪場等の整備を行うことに伴って、また南北に長い水神公園の中で一番古い区間を改修するものでございます。今後順次公園の維持管理状況、また利用者の声、そういったものを聞きながら今後の整備計画というものは立てていきたいというふうに考えているものでございます。

また、今回の整備工事につきましては、これまでも自転車の駐輪場等の工事の中で、ここの部分については駐輪場の整備が終わった段階で工事に入っていくという説明はしているところでございます。また、近隣の町会の方、または大井第一地区の町会長が集まった会議に出席して、工事の整備内容、時期、そういったものを説明しながら今日に至っているというものでございます。

○安藤委員

何か住民の方のご意見を取り入れたというようなところがこの中であったら教えてください。

それと、これまで線路際の高圧線の危険性が課題の一つになっていたと聞くのですけれども、その件は今回クリアされたということですのでよろしいのか、2点目です。

あと、トイレなのですけれども、多目的トイレが設置されたのですけれども、何かほかのところとかで、つくった後に車いすの転回ができないということがわかったということもあったのですけれども、

今回は大丈夫なのでしょう。

それと、天候によってはにおいの問題があったという話も聞くのですけれども、その辺はクリアされるということでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○溝口公園課長

まず、今回意見を取り入れたところでございます。これまでも公園利用者の方から憩いのスペースが欲しいとか、遊具が古くなっているのを改修してほしい、そういった意見をいただいています。そういったところも踏まえて休息エリア、遊具エリア、そういったものの充実を図ってきているというのがあります。

それとあと、高圧ケーブルでございます。JRの高圧ケーブルが実際公園内を占用しておりまして、主に公園というよりも自転車駐輪場の段差が1段、現況古いものだと高かったというのをご存知だと思います。その高圧ケーブルを移設することによって、今年度整備しております自転車駐輪場、平置きのところにつきましては、段差なく公園とフラットな形での出し入れができるような整備を行っております。

また、トイレにつきましては、当然誰でも使えるというのが大原則になります。そういったところを配慮しながら整備を進めていきたいと思っておりますし、一つ、においの件がございます。これは改修してから、昭和62年に公園改修、トイレ整備をしてからそのままずっと経年たってきたところで、やはりにおいの苦情が一つ入っておりました。今回整備することによって、そういったものも解消していきたいと考えているものでございます。

○安藤委員

あと、駐輪場の件についてちょっと伺いたいのですけれども、地下式駐輪場と公園に再整備された駐輪場はそれぞれ何台分なのかお伺いします。今回の整備に合わせて大森駅前住宅の歩道の駐輪場が一つ課題になっていたと思うのですけれども、その一定縮小ですとか撤去というのをしてほしいのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

水神口の駐輪場の台数でございますけれども、昨年4月に地下機械式765台を整備しまして、今年度の工事で317台が整備され、合計で1,082台の台数となります。

大森駅前住宅のお話なのですけれども、やはり今後のマンション増加ですとか人口、こういったものの動向等を十分に見極めていかなければなりませんので、今回地上の分ができて、撤去するという考えは現在ございません。

○安藤委員

ちょっとそうですね、地下もできましたし、マンション動向という話もありますが、安全上ですとか近隣の方のお声とかもありますので、ちょっと動向を見極めながら、一気には無理かもしれませんけれども、大森駅前住宅のほうの駐輪場の段階的な縮小ですとかもぜひ検討していただければというふうに思っております。要望です。

○新妻委員

何点かお伺いしたいと思います。まず、トイレですが、男性、女性ともに洋式トイレを設置していただくということで、この洋式トイレの中には、子どもが座るチャイルドシートというのですかね、そういうタイプ、それを設置していただけるのかどうかということと、あと喫煙所がここの中に設けられるのかどうかということですね。そこをちょっと確認したいと思います。

○溝口公園課長

まず、トイレの件でございます。子ども用の便座ということで、普通の大人用の便座の上にかぶせてやるタイプ、またいろいろさまざまあるのですが、今の計画では特に男子、女子、多目的トイレとも子ども用のまでは設置は考えておりません。子どもを乗せるベビーシート、そういったものは当然多目的トイレの中に設置はしていく。ベビーベッドとベビーチェアについては、多目的トイレの中で整備していきたいというふうに考えているものでございます。

それとあと、喫煙所でございます。現在も当公園を改修する範囲に喫煙所がございますので、引き続き近隣の喫煙者の状況等を考慮して、喫煙所は残していきたいというふうに考えているものでございます。

○新妻委員

ベビーシートではなくて、各個室の中に子どもが、親が用を足しているときに、子どもをちょっと置く、座らせる椅子が、何ていうのですかね、それがつくのかどうかというところでした。

それと、喫煙所の場所なのですけれども、この中で言うところどこにつくるのかを教えてくださいませんか。

○溝口公園課長

多目的トイレの中に子どもを座らせることができるベビーチェアをしっかりと整備していきたいというふうに考えているものでございます。

あと、喫煙所の位置になりますが、資料のイメージパースをご覧くださいと思います。自転車等駐輪場と書かれているところのJRの線路側のずっと茶色い部分があると思います。そのすぐわき、図でいくと、ちょうど真ん中あたり、線路側になりますが、茶色く囲われているところがあると思います。今のところ、このあたりを喫煙所にしようというふうに考えているものでございます。当然歩行者の動線、または公園利用者、そういったところも配慮しながら喫煙所というものは設置していきたいというふうに考えているところでございます。

○新妻委員

子どもが座れる椅子なのですが、多目的のほうではなくて、ここの通常のトイレの中にも必要だなと思うのです。ここは公園ですので、当然ながら子どもを連れてくるところもありますから、多目的は当然ながら、しかも男性のところも、あわせて洋式の中に設置をしていただきたいと要望させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、喫煙所の場所ですが、ここが最適なのかということと、すみません、たばこを吸う方には、ということと、どういう形で受動喫煙が、公園の中なので基本はやはりなくても、本当はつくってほしくないなと思うのです。だけれども、駅に近いということもあって、つくらないということではいろいろところで吸う方がいらっしゃると思うと、やはりある程度の喫煙場所というのは決めるべきだろうと思うのですが、どれだけ環境が守られていくのかということと、地元地域の方にはここをご説明済みかと思いますが、公園の中だけでもつくるよということもちゃんとご理解をいただかないといけないというふうに思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず、ベビーチェア設置の件でございます。今回今まで既存ですと男女しかなかったトイレを多目的トイレまで設置するような形にして、かなり建物自体を大きくしております。そういった関係で、それぞれの個室というか、ブースのところやはりかなりぎりぎりをつくっているところがあります。どうしてもベビーチェアを入れると、その分ブースを広げたり、建物を大きくしたりとかというところがあ

りますので、これについては引き続きこのほかのところもありますので、トイレの機能としてどういう形で入れていくのか、そういったものは引き続き検討させていただければというふうに考えているものでございます。

あと、喫煙所につきましては、町会長等にご説明する中で、この場所に喫煙所ができるというのはご説明しながら進めてきているところでございます。また、受動喫煙の防止という観点でいきますと、一つはパーテーションを設置するというのもあると思います。あと、最近でいくと、植樹、中低木を入れて煙が来ないように、上に抜けるようにする、また一つ大きいのは、出入口のところをそのままあけておくと、そのまま煙が流れていくというのがありますので、出入口に目隠しみたいな形でやることによって、多少受動喫煙が緩和される、そういったところもありますので、さまざま工夫しながら喫煙所については、また設置後もどういう状況になっているのか、そういった利用状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○新妻委員

トイレの洋式便所の個室の中のベビーチェアの設置におきましては、こういう新たに整備をされる時にそういうことも含めてご検討いただけるのが本当は理想だなと思っております。そこも含めて今後そういうだけでもトイレだけではなくて、全ての中にそういうものをちゃんと設置されるということのご検討をしていただきたいと思っております。

それと、喫煙所に関しては、何か場所が今回ここにということですがけれども、こういう真ん中に必要なかなとか、いろいろ思うところもあるのですが、そこも含めて今後の公園の中の、会派からも受動喫煙対策を要望させていただいておりますけれども、特に子どもたちが来る公園の中における喫煙所のあり方というのもまたしっかり今後もご検討を続けていただきたいと思っております。

○西本委員

今のトイレの話です。これは女性だとすごく感じるのですよね。今男性も子育てにかなり積極的になっていただいている部分はあるので、その辺はわかると思うのですが、やはり2歳までのお子さんを連れてトイレに入ると、ご経験があるかと思うのですが、自分が用をたすときに、できないのですよ、用が。だから公園の中のトイレの工夫というのは本当にしてほしいのですよね。なので、やはり改修するときには、そういうものを必ず入れていただきたい。これは本当に強く強く私も新妻委員と一緒に声を大にして言いたいと思うのですが、ぜひ検討していただきたいと思うので、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

それと、ここはお花見を結構皆さんされるのですよね。工事の状況によってはちょっとどうなのだろうとか、お花見の時期とぶつかるような状況にはなっていないのかということを確認したいのです。

それと、植栽の中に、「四季を感じられる」と、四季を感じられる草木というのは何でしょうかということですね。それと、ここは非常に桜が多くて、桜が非常にきれいな場所でもあるのですが、この桜の木の老朽化とかというのも含めてチェック等々をするのかしないのかをお聞きしたいのですけど。

○溝口公園課長

まず、トイレの件でございます。さまざまな利用者の方、またさまざまなご意見をいただいているところでございます。そういったものをしっかり受けとめて、今後も引き続き皆さんがご利用しやすいトイレを検討していきたいというふうに考えているものでございます。

あと、花見の時期でございますが、3月に工事に入りますが、実際の工事に入るのはたぶん4月に

入ってからになりますので、当然花見の時期は少しずらした形で工事に入るような形になるというふう
に考えているものでございます。

あと、実際、公園の中で四季を感じられるという形ですが、一つはやはり春にソメイヨシノという桜
が咲くというのがあります。ただ、桜も種類がありますので、シダレザクラを入れたり、またハナモモ
ですとか、そういった桜に近いもの、またヤマザクラも入れて、少しでも長い間春の花が楽しめるよう
に、また、夏、6月とか7月に咲くようなアジサイですとか、そういったものも入れながら、四季を感
じられるような植栽を計画しているところでございます。

また、秋にはイロハモミジとか、そういったもので紅葉を楽しんでもらえる、1年を通じて草花、木、
そういったものを楽しんでもらえるような植栽、特にこのイメージパースでいきますと右側、向かって
右側になります。彩りのある植栽をしていきたい。そういったところと、あとは中の休息エリア、そう
いったところで花、また木を楽しんでいただける、そういった形で計画しているところでございます。

○西本委員

桜の老朽化はチェックをしているのでしょうかということと、わかりました、四季、ここは本当にい
ろいろな花であったりとか木々がたくさんあって、とても癒しの場になっているなというふうに思っ
ているので、さらにそれを深めていただければなというふうに思っております。

では、ちょっと先に意見だけ、要望です。先ほどのトイレについては、本当にご検討していただける
というようなご答弁をいただいたような感じがしますので、トイレは本当に検討してください。これは
本当にお母さんたちというのは大変な思いをして、用をするにしても大変な苦勞をされていると思いま
すので、その細かいところの配慮というのが必要になってくると思いますので、ぜひお願いいたします。

最後に桜の老朽化のチェックを。

○溝口公園課長

桜の老朽化の件でございます。今回の改修範囲につきまして、桜の樹勢について調べております。そ
ういった中で、やはり2本ほど樹勢の弱くなっているものがありますので、そういったものも含めて今
回新たに桜を植えていく計画にしておりますので、樹勢についてもしっかり調べながら、またそうい
ったものについては植え替えながら、当公園の桜の名所として引き続き皆さんに楽しんでもらえるよう
な整備をしていきたいというふうに考えております。

○筒井委員

確認なのですけれども、遊具エリアについてです。滑り台とかスイング遊具というのがありますけれ
ども、ここ下の地面は、お子さんがもし転んでも安全なように、東品川公園のようにクッション性の
高い素材とかを使われているのでしょうか、ちょっとその確認だけしたいので、お願いします。

○溝口公園課長

まず、2種類のものを使おうと思っております。一つは、弾力性のある舗装材にする、あとは滑り台
の周りについては、子どもたちが走っても遊べるように人工芝を張ることによって、より子どもたちが
元気に遊んでもけがをしにくい、そういったところの工夫する予定でございます。

○いながわ副委員長

一番最初に質問がたぶんあったと思うのですが、確認なのですけれども、ほかにあと二つあるのでそ
こはやる、今後もやる予定とおっしゃっていましたか。そこをまず最初に確認させてください。

○溝口公園課長

今のところ、すぐに公園改修に入る予定はないのですが、やはり今後いろいろ遊具が古くなってきた

り、また野球の運動ゾーンのところの防球ネットが傷んできたり、そういったところもありますので、順次維持管理をしながら必要な時期を見定めて改修に入っていきたいというふうに考えているものでございます。

○いながわ副委員長

何かイメージ的に水神公園というのは、線路沿いの一体感を持った公園というイメージがあるんですね。桜がだ一っと咲いてという、それは専門的にはどういう感覚でいらっしゃるかは別なのですが、ぜひこの改修なんかは随分立派なきれいな公園ができるということで期待するところなのですが、その横もしっかり、順次ということだったのですけれども、前向きにしっかりご検討いただきたいということと、トイレの位置なのですけれども、ここだけ、今回やる、改修範囲だけ言ってもあれなので、横に広げたときに、たしかこの右側の鹿嶋交番からおりてくるほうのあたりにもう1カ所ぐらいトイレがあったと思うのですけれども、どんな配置に今なっているのかということをお教えいただきたい。

あと、街路灯というのですか、防犯灯と云えばいいのかわからないのですけれども、どんな感じで設置をされていくのか。例えば自転車駐輪場のところは屋根がついているから、たぶん屋根の下に電気がつくような気がするのですけれども、何かイメージ的に暗ぼったイメージがこの辺はあるのですけれども、それをどう考えているのか。こっち側が共同住宅とかマンションがあるので、いろいろ光の具合とかがあると思うのですけれども、その電気ですか、防犯灯をどう考えられているのかということ。

先ほど新妻委員からもありましたように、喫煙所に関しては、本当に吸わない方と吸う方が共生できるような形で、入口の部分は今道路側に向いていますけれども、端っこに持っていか、いろいろ工夫があらうかと思しますので、それはしっかりやっていただきたいなと思います。

あと、最後に何か花見の時期はずらして工事を始めるという言い方をしたのですけれども、始めるということを始める前に、置く場所をつくって確保して、資材とかを搬入するようなイメージが私はあるのですけれども、その辺をどういう意味合いで言ったのか、桜が散って新緑を愛でるところにいろいろ搬入資材を入れて始めるのか、そこだけお答えください。

○溝口公園課長

まず、公園の整備、また桜の関係等でございますが、当公園につきましては、一旦整備としてはこれで完了するような形になっております。そういったところで、これまでも答弁しています公園の利用状態、または維持管理の状態、そういったものをしっかり見据えて、今後の改修に反映して計画を立てて整備をしていきたいというふうに考えているものでございます。

また、トイレにつきましても、一番これでいきますと北側、あと真ん中の山王の歩道橋があるところ、そこにトイレがあります。これについても、既に平成に入ってから改修工事を行って現在利用していただいているところでございますので、改めてすぐに整備というのは考えていないところでございます。

あと、公園灯につきましても、しっかりと明るいところ、今まで暗いという話もいただいていたところがありますので、そういったところを改善できるように配置をしながら計画をしているところでございます。

あと、喫煙所につきましては、喫煙者または非喫煙者、受動喫煙の防止という観点もございまして、そういったところも十分に配慮しながら設置をしていきたいと思っております。

あと最後に、工事の着手時期でございます。実際の契約はこれからになりますが、実際、今駐輪場の工事を行っているところでございますので、全部が全部開放している状況ではありません。そういった

仮設を使いながら、まずは材料を搬入していくという可能性もありますが、極力桜を楽しむ時期については本格的な工事に入らず、区民の方が桜を楽しめるような通路ですとか、スペース、そういったものを確保しながら工事に入っていきたいというふうに考えているものでございます。

○いながわ副委員長

工事の始まる前にたぶん立て看板は立てられると思いますので、しっかり周知をして、何か楽しみに来たけれども、工事が始まっていたということがないように、告知というか、周知はしっかりしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 目黒川安全航行啓発イベントの実施について

○たけうち委員長

次に、(7)目黒川安全航行啓発イベントの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○持田河川下水道課長

それでは、私から目黒川安全航行啓発イベントの実施についてご報告いたします。

A4の資料をご覧ください。

趣旨でございますが、桜の時期に引き波や騒音を立てながら航行するなど、マナーを守らない船への対策として、昨年に引き続き目黒川安全航行啓発イベントを実施し、目黒川の航行マナーの向上を図るというものでございます。

1番の実施概要でございますが、実施日時は平成30年3月31日と4月1日の2日間、目黒川航行マナー向上委員会、それを実施主体といたしまして、警視庁、海上保安庁の協力をいただきながら実施するものでございます。

2番、対策の内容でございます。まず、区内の目黒川全域をマナー向上委員会が占有いたしまして、航行制限をかけます。次に、イベント参加者の皆様には事前に区に申請していただきまして、航行マナーに関する説明を受けた後、こちらの資料にありますような専用の旗ですとかステッカー、こういったものを発行します。そしてイベントの当日には、この旗ですとかステッカーを掲示して通行していただく、このことで届出のない船の暴走行為を抑制する、こういったものでございます。またさらに、ルールやマナーの遵守を促す横断幕を設置する予定としております。

イベントの周知方法でございます。既に1月23日より区のホームページに周知を行っているところでございます。また、2月7日に航行マナー向上委員会を実施いたしまして、この委員会を通じて舟運関係の事業団体の皆様には、この次のページにありますチラシを配布いたしまして、このイベントに関する告知をしているところでございます。

なお、この資料の1枚目の写真でございますが、左下の写真は昨年啓発活動の状況でございまして、こういった警戒船によりまして注意を喚起しているところでございます。この右側の写真につきましては、一昨年確認されましたいわゆる暴走行為と言われているものの写真でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言を願います。

○新妻委員

これは目黒川でのイベントということなのですが、目黒川だけではなく、運河のほうでもこういうことが、幅が全然違いますけれども、そういうふうなことが見受けられることもあるのですが、運河のほうの対策というのは今後どうされていくのかということをちょっとお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○持田河川下水道課長

まず、このイベントのきっかけはやはり目黒川のこういった暴走行為、この写真ですと水上バイクですが、こういったことがあったということで、目黒川でやっていこうということで、この地域のさまざまな主体の方がこういった意見を共有して、実行委員会というような形でやっているところでございます。

運河につきましては、現段階では、具体的にどうやっていこうという話はちょっとないような状態でございますが、今後もしこういったような暴走行為とかがあって、やはり地域の舟運を営む事業者の方ですとか、そういった方から声が上がるといったようなことがあれば、区としてもそういう状況になれば考えていきたいというふうに考えているところです。

○新妻委員

全然目黒川と運河では幅が違いますので、そういう声も余り上がっていないのでしょうけれども、何か例えば運河のほうでは、逆にイベント的なところで昨年から水辺のイベントも始まっていることもありますし、そういうイベント的なところの中で周知を、危険運転とか、マナーを守りましょうねというような周知をすることを、そういう中でもぜひご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○安藤委員

ちょっとこの中身についてなのですが、2日間の間に届出を事前にしていない船に関しては、全て制限をして止めるみたいな、そういうことですね。一つは周知をやはりやらないとなかなか実効性がないのかなと思うのですが、周知の点で力を入れているところはどこでしょうかというのの一つ。

それと、そもそも事前申請がなくても、目黒川というのはこういう普通に誰でも航行できるものなのかという、そのそもそも論のところですかね、ちょっと聞かせていただければと思います。

○持田河川下水道課長

周知に関しましては、この目黒川の航行マナー向上委員会といいますか、実質、舟運の事業者とか、水上バイクのそういった団体の方とか、カヌーの団体の方、こういった関係する方を集めて、そこで開催してございますので、そういった団体に属しているようなメンバーの方には、基本的にはこのイベントの周知というのはされていくというふうに考えてございます。

そういった中で、知らないこういったイベントを存じ上げない方が遠くのほうから来るということもありますので、そういった方にはこの警戒船のところできっとご説明して、趣旨を理解していただいた上で、協力していただくという形になるかと思います。

2点目の、基本的には川は通行していいのですよねというお話でございますが、おっしゃるとおりでございます。基本的には川でも運河でも自由に通行していいわけでございますので、今私が言いましたように当日イベントを知らずに事前届出のない船が来た場合については、しっかり説明をして、ご理

解した上で基本的には通行していただくということになります。

○西本委員

平成28年度にいろいろ課題があってということで、次の年からこういう活動になって、かなり成果がありましたという報告を受けていると思うのですね。実際、今年も同じような形で啓発活動をしているのだと思うのですが、この申請をされた方というのは実際どのぐらいいたのでしょうか。

それと、2日間以外のときは自由に運航できるということなののでしょうか。

○持田河川下水道課長

昨年、同様のイベントを実施いたしまして、昨年はこの旗とステッカー、あわせて176枚お配りいたしておりますので、それぐらいの規模の船ですとかカヌーですとかが来る可能性があったという形かと思えます。基本的には先ほど私が申し上げましたが、運河も川も自由に通行していいということでございますので、この2日間についてはこうしたイベントの形で届出をしていただいて、入口のところでチェックをして通っていただくと。それ以外の方については、桜の期間につきましては、横断幕とか、こういったもので注意喚起をいたしますので、そういった形でのマナー向上を呼びかけているという形でございます。

○西本委員

昨年もしか2日間ぐらいだったと思うのですけれども、それ以外の日に何か問題があったとかということはありませんでしょうか。

○持田河川下水道課長

昨年に関しましては、この2日間のイベント以外でも、桜の時期に関しては、特に暴走行為等はないということで、地元の方ですとか舟運の事業者からも、そういったお声は上がっていないということでございます。

○西本委員

かなり効果が上がっているなというふうに思っているのですけれども、たぶんこの日以外は大丈夫だというような情報が行かないとは限らないので、何かそういう問題が起きたらすぐ対応できるようにお願いしたいと思います。

○筒井委員

イベント2日間で、啓発のためにこうした目黒川河口付近で船を止めて呼びかけ等を行っているということなのでも、また周知もホームページや舟運関係事業者団体になっているのですけれども、2日間しかないという中で、先ほどから効果の話も出ましたけれども、品川区だけではなくて、東京都全体として、実際この啓発活動の効果というのはどうだったのか。また、検証方法というのはどうされているのかをお聞きしたいと思います。

○持田河川下水道課長

そういった水辺につきましては、基本的にはやはり自由に航行できるという原則があるものですから、なかなか都全体でどうということに関しては、ちょっと把握できていないところがございます。目黒川に関しましては、桜の時期に非常に船が目立って多いということもありまして、そういったところで暴走行為がありますと、桜を観覧していただく船が必要以上に揺れるとか、あと近所の桜を見て歩いている方が騒音等でうるさいですとか、そういった形でのご迷惑があるということで、まず目黒川、桜の時期ということでやっているところがございます。

○松代防災まちづくり部長

ちょっと補足させていただきますけれども、今所管課長が申しましたように、水面は自由に使えるところなんです。ただし、目黒川では暴走行為があって、非常に迷惑行為または危険行為だということで、行政として何ができるかというところで考えているところですが、基本的に行政としては何もできないのが現実です。

道路であれば道路交通法という法律があって、さまざまな規制ができるのですが、水面に関しては、残念ながら規制がありません。今警視庁が今後、水面の利用にあたっては、こういった問題を含めて何らかの対策をとということで、今一生懸命検討していただいていると聞いております。早ければ今年度、来年度あたりには何らかの形で方策が出るものと期待しているところです。

我々として、ただ安穩と見ているわけにはいかないので、苦肉の策として行政でやっとならざるを得ないのは、イベントをそこでやる。それも限られた日数でやる。その中で、若干イベントをやるので少し規制をさせてもらうというところで、ぎりぎりの線でこういったものを催したものです。したがって、その期間、我々だけではなくて、ここにもありますように警視庁、海上保安庁、また舟運事業者、地域の方々と一緒に協力してやっていただいたというところです。

このイベントの2日間だけに終わらせることなく、橋だとかいろいろなところに横断幕でそういうマナー啓発を出す。また、監視カメラを数台つけて、そういった実態があれば、その実態の報告を警視庁に上げて、さらに警視庁のほうでも対応方、先に進めてもらうようにしていく、そんなことを今ずっと続けております。

昨年一定程度の成果がありましたので、今後も継続してこういったことで啓発をアピールしたい、このように考えてございます。

○筒井委員

あと、ちょっと幾つか確認したいのですが、ちなみに昨年度はこうした啓発イベントを知らずに水上バイクや大型船舶の方の暴走行為というのはあったのでしょうかということと、やはり水上オートバイがかなり悪いイメージになっていますけれども、とはいっても、水辺に親しむための重要な乗り物だと私は考えておまして、そうした方を規制とかで強く抑えるのではなくて、自然な形でマナー向上していただいて、ともに水辺に親しむ仲間というか、そうした人たちを受け入れていただきたいなどと思っていますけれども、そうした水上オートバイの今後のマナー啓発というのはこうしたイベント以外にどういったお考えをお持ちでしょうか、お聞きします。

○持田河川下水道課長

まず、昨年の暴走行為の有無につきましては、昨年は暴走行為はなかったというような形で、我々としても特に暴走行為は確認できてございません。

また、水上バイクについてなのですが、実は今回マナー向上委員会の中に、水上バイクの団体の方に入っていただいております。安全な航行を推進するような団体に入っていただきまして、水上バイクの団体の方も、やはり販売する以上、そういったマナーを守っていただくというのは大事だということで、そのような活動を既にしております。

今回につきましては、事前に専用の旗やステッカーをつくるというだけではなくて、水上バイクの団体の方で安全講習を受けた方は、受けましたよというようなベストを着ていただければ、この旗やステッカーがなくても通過していいですよという形にしてございます。そういった形で、水上バイクの団体のほうとも、そういった運航のマナーについては協力しながら、向上を目指していくというところで

ございます。

○いながわ副委員長

水上事故というのは、私は直、死につながるとかというイメージで、海と河川、運河というのはいろいろなルールが違うと思うのですけれども、本当にイベントで啓発するということは非常に大切なことだと思っていますので、しっかりやっていただきたいのです。

何か例えば交通安全で自転車の乗り方に気をつけましょうというのは、地べたの上で、来る自転車をどんどん止めていけばいいのですけれども、非常に割合的には非常にそっちのほうが多い。こういった場合というのは、なかなか啓発しようにも、去年は176枚出たとか、176艇出たというイメージなのか、ちょっとその辺は別にしても、なかなか周知しきれない部分があるとなると、当然河川とか船舶免許を所有している方はルールにのっとってということをつぶん教習というか試験でやるわけであって、当然彼らはしっかり安全確認をしなければいけない部分だと私は思っているのです。

だから、逆に言えば、イベントも必要なのですけれども、例えばジェットスキーとか、船舶の販売、業者なのか、その販売店に対してこういうルールが品川区でありますよということも通知をする。どこの県の方、どこの都道府県の方がジェットスキーで暴走したかというのは全くわからないので、船舶免許を持っている人全員にこういうルールがありますよなんていっても、莫大な件数になってしまうので、そこはなんか絞りながらも、少なくとも品川区内で船舶免許、国土交通省が管轄だと思うので、本当はこの協力の中に国土交通省も入っていてもいいのではないかなと、協力が今警視庁と海上保安庁になっているので、免許権者というのはたしか国土交通省だったような気がするのですけれども、そういうところも今後は連携をとってしっかりやっていただきたいのですが、どう思われているのか。

あと、「ゆっくり走ろう目黒川、シナガワクルーズ」というのは、何か波と船底を品川の雰囲気に合わせているというのは非常におもしろいステッカーなのですけれども、ただ、これはあと日本人が見ればこれでわかるのですけれども、今後英語表記も必要ではないですかと。そうなってくると思うので、そういうのも含めてやっていただきたい。

あと、目黒川航行マナー向上委員会というのは、人格なき社団というのかな、何ていうのだろう、事務局は品川区ということなのですけれども、これも品川区が主体となっているのか、それとも地域の舟運関係者がつくって、事務局を品川区に置いているのか。ステッカーをつくるのにも旗をつくるのにも予算がかかるわけですから、どうなのか。

もっと言うのだったら、水辺の環境を保全するという意味合いからすれば、例えば動力船に関しては、おそらくお客様を乗せてやるわけですから、やはり手数料というのもある程度発生してくるのではないかな。その手数料というイメージで解釈するのか、それとも水辺の環境保全のためということでやるのか、水上バイクも別に観光ではなくて個人で乗ると思うので、商売ではないという部分があるので、その辺をどうお考えかということをお知らせください。

○持田河川下水道課長

まず、船舶に乗るにはやはり免許が必要ということはおっしゃるとおりでございまして、国土交通省のほうから小型船舶の免許というのは出てございます。免許を持って当然船を運航しているわけですので、ルールやマナーを守るのはある意味当然ということなのかなというふうに思っております。また、そういったところから基本的にはこういったルール、マナーを強く呼びかけなければいけないのは、どちらかという免許を持っている船もそうですけれども、それ以外の、例えば非動力のカヌーですとか、そういったいろいろな船がある中でどうするかということだと思います。それが、この目黒川という非

常に細い水路で桜の時期になるとカヌーも来ますし、船も来るし、営業している大きな船もあるということでございますので、そういった中では、やはりこの場所を通るときにはこういったルール、マナーがあるのですよというような形のちょっと地道な活動というのをまずやっていくというのが一つかなというふうに思っているところでございます。

二つ目の旗です。サインの関係でございますが、こちらは、これも一昨年ですかね、舟運の社会実験をするときに、ちょっと我々の所管のほうでマークをつくりましたが、おっしゃるとおりで、日本語表示しかないところはございます。それは今後棧橋等の整備を本格化したときに、サインについても合わせて考えていきたいというふうに思っているところです。

あと、このマナー向上委員会の位置づけというようなところもございますが、こちらは確かに今非常に手弁当的な形でやってございまして、こういった旗ですとかステッカー等は我々こういったマナー向上の船を最後に計測したりするために、少し委託をある業者に出しております。そういった中でやっています。

ところが、実際こういった啓発活動で船を出していただくのは、舟運の事業者ですとか、マリーナの事業者ですとか、実はそういった方たちはじめ、マナー向上委員会のメンバーにそれぞれ手弁当的な形でやっていただいているというのが実態でございます。そういった形でございますので、基本的には目指すところは先ほど部長も申しましたが、東京都の条例がきちりできる中で取り締まるような状況になって、こういった運動も本当はのぼり旗ぐらいで皆さんがルールを理解して安全にやってくれるというのが一番でございまして、なかなか、ただそうなるには、少し時間もかかるだろうということから、ここ数年先、何年かをちょっと見据えながら、こういった形で各関係者に協力いただきながらイベントをやっていくというようなところでございます。

○いながわ副委員長

最後。航行する際には、申請書を提出してくださいと。旗とかステッカーというのは、おそらくそのままその人に郵送かなんかでたぶん送るような感じになるのかなと思うのですけれども、旗とステッカーのほかに目黒川を航行する際のルールブックみたいなのは入れられているのかどうか。これは改めて知る必要性もあるし、非動力の船の横を水上バイクがそこだけフル加速したら、たぶんひっくり返ると思うので、そういったルール、例えばカヌーは上流に向かってどっち側を航行してくださいよとか、何かそういったやはりルールというのは、ここまでやるということは限られた範囲なので必要だと思うので、そういったルールブックみたいなのは同封して送られているのか、まだそのルールブックはないのか、ないのであれば、早急につくることがまた一つの啓発というか、それがまた外にどんどん広がっていくと思うのですが、どうでしょう。

○持田河川下水道課長

ルールブックというほどではないのですが、ルールを明記した、この今日の委員会資料につけましたチラシとは別のルールを明記したビラをつくってございまして、申請に来た事業者ですとか団体の方には旗といっしょにルールのビラをお渡ししている、そんな対応をしております。

○大沢委員

先ほどジェットスキーというような目黒川で無謀な通行をする者に対してカメラというような話をいただいたのですけれども、先ほど来課長たちの話を伺っていて、道路では道路交通法という法律があって、河川においては、通行に関する決まりが明確でなくて自由であるという話がありました。そこで、通常交通事故を防ぐために道路上では道路交通法なり道路の監視カメラが置いてあるのでしょうか

も、川においては、河川の管理上でしょうけれども、同様にどのような決まりが根拠になってカメラを設置するのか教えていただきたい。

○松代防災まちづくり部長

まず、ルールという点ではどういったものかというところで言いますと、先ほどいながわ副委員長から出ましたように、免許を取る際には、免許の条件としてのルールがそこに示されています。航行の場合は、右側通行というように航行のルールがあると。あとは、運転等に当たっては当然ながらマナーのほうになってしまうかもしれませんが、引き波、そういったところでの安全航行、マナーをきちっと守りながら、互いに安全確認をして航行すると、こういった形だろうと思います。

あと、少し管理面で言いますと、運河の管理者と河川の管理者はちょっと違います。ですから、そういったところの管理の違いというのがあるのですが、ただ大きく言えば、水面利用者、水面航行は先ほど来申し上げていますように自由航行です。ですから、免許を持っている方は当然ながら免許のルールに従って運航される。しかし、そうではない方がやはり暴走行為だとか危険行為をされるので、それを何とかというところで今一生懸命やっているところです。

監視カメラという言い方は非常に誤解を招きやすいのですが、我々目黒川を今水面利用ということで、さまざま舟運事業者の方と活用を図るべくいろいろと棧橋をつくる、または周辺環境、またライトアップをして、多くの方に来ていただくようにしています。それを、できれば1年を通してやっていきたいと思っています。春の桜の時期は多くの方が見えるのですが、1年を通してはまだまだですし、夜間等も大崎等でイルミネーション、ライトアップをするときぐらいです。それをなるべく多くの方にとれば、当然川幅が25mぐらいあるところに多くの船が見えるようになります。そういったときに、やはり暴走行為、危険行為があつては、本当に命にかかわる危険なことです。そこを何とかしたいというところで、先ほど申し上げましたように、そういった規制をすべき立場の警視庁のほうにいろいろと相談しましたところ、実態をぜひ調べてくれないかというような話がありました。

その実態をきちっと警視庁としても把握をする中で、規制といいますか、何らかの形の手だてを考えていきたいと、このような話がありまして、私どもも実態を目視では何回か見ているのですが、それを記録にはなかなかまだとどめておりませんでしたので、そういったものを記録にとどめるという意味でカメラを設置して、そういった暴走行為、危険行為があつたものはこういった時間帯、こういった形でやられていますということで、その次の対策に活かしてもらおうということ今設置をしているところです。

幸い大きな暴走行為は数年前に比べますと減ってきたように思っていますけれども、そういった事実が全くゼロかという、そうではないように思いますので、引き続きこれはきちんと記録をして、それを活かしていきたいと、このように思っているところです。

○大沢委員

非常に大事なことで、管理というか河川の秩序というか、それを守る有効な手段、方法ではあると思うのですが、カメラを設置する、ちょっと伺いたかったのは、道路の場合は道路交通法という法規があると。河川、水の上というのはいわけてして、そのないところにカメラを向けるという場合の根拠となる決まりというのは特にはないけれども、河川を管理する上での解釈ということで設置をするというような考え方でいいわけですね。

○松代防災まちづくり部長

はい。

○大沢委員

わかりました。結構です。

○たけうち委員長

それでは、よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 第34回品川区防災フェアについて

○たけうち委員長

次に、(8)第34回品川区防災フェアについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

それでは、私から第34回品川区防災フェアについてご報告を申し上げます。お手元の資料をご覧くださいただければと思います。

第34回となります今年度の品川区防災フェアでございますが、資料にもございますとおり、平成30年3月10日土曜日の午前10時より午後3時までの予定で、区の防災センター2階、3階およびしながわ中央公園多目的広場、こちらはヘリポートのある広場になりますけれども、それと噴水広場を会場に開催をいたします。

なお、毎年オープニングセレモニーを兼ねまして実施しております区民消防隊、ミニポンプ隊への感謝状贈呈式につきましては、こちらも例年どおり9時半より庁舎会議室にて開催をする予定でございます。

主なイベント内容につきましては、資料の3番に記載をさせていただいておりますとおりでございます。また、参考といたしまして、昨年度の実施状況を記載させていただきましたので、あわせてご覧いただければというふうに存じます。

また、区民向けのチラシ、こちらは別紙でおつけしておりますが、こちらも区立の小中学校、義務教育学校、それから保育園、幼稚園、児童センター、地域センター、文化センターにおきまして配布をして、親子でご来場いただけるような形で周知を進めている形でございます。

なお、当日につきましては、会場案内などを記載しましたパンフレット、こちらを別に用意しまして、ご来場の方々に配布をするということで考えております。

ご多忙中恐縮ではございますけれども、委員の皆様におかれましても、会場に足をお運びいただければというふうに存じますので、よろしく願いいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○新妻委員

今回の防災フェアにおきまして、今回私も一般質問のほうでさせていただきましたが、男女共同参画の視点がどこに反映されるのかということで、既に男女共同参画センターがわが家の防災ハンドブックのサイドリーダーのパネルを作成をして、男女共同参画センターのほうで展示をしていますが、それをこの防災フェアでぜひ活用していただきたいと思うのですけれども、それが1点と、もしくは何か男女共同参画、女性視点ということでの取組みが今回どこで行われるのか、教えていただきたいと思

います。

○古巻防災課長

まず、パネルでございますけれども、現在男女共同参画センター、人権啓発課と協議いたしまして、防災課、区のほうのブースのどこかに展示ができるようにということで準備を進めているところでございます。

また、男女共同参画の視点でということでは直接ないのですけれども、やはり先ほども申し上げたとおり、お子さんを含めました若い世代の方々により多く参加していただけるようにということで、そういった方面への周知を十分にやっていくような形で今準備を進めております。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 品川区地域防災計画の素案の修正について

○たけうち委員長

報告事項の最後に、(9)品川区地域防災計画の素案の修正についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

続きまして、品川区地域防災計画素案の修正につきまして、ご報告を申し上げます。

昨年の11月29日の建設委員会におきまして、パブリックコメントの実施に先立ちまして、品川区地域防災計画の素案についてご報告をさせていただきました。本日は、パブリックコメントおよび関係機関への意見照会を行っておりますので、その結果と素案に対します修正内容等につきまして、ご報告を申し上げるといった内容になります。

まず、資料1番のパブリックコメントの結果についてでございますけれども、資料でございますとおり、品川区地域防災計画の修正に関するパブリックコメントにつきましては、平成29年12月11日から平成30年1月10日までの期間で実施いたしまして、3名の方からご意見をいただいております。

内容につきましては、別紙1としてまとめてございますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。

別紙のほうですけれども、左側から番号がありまして、意見をいただいた方の年代、性別、ご意見を記載させていただいております。また、ご意見については、原則として原文のままとしておりますので、その旨ご承知置ください。品川区地域防災計画へのご意見の反映状況につきましては、ご意見の右側、変更のあるなし、それから方針等を記載させていただいて、一番右側の欄、こちらはご意見に関する区の方考え方ということでまとめてございます。

まずお一人目、40代、男性の方からのご意見。こちらは番号で言いますと1番から6番の6項目になりますけれども、1点目、周辺道路の拡幅の継続といったようなことですね。拡幅の事業の継続ということについてのご意見をいただいております。それから2点目、電柱の地中化等の対策に関するご意見、3点目として、通信ネットワークの確保に関するご意見、4点目に関しましては、災害対策の啓発に関するご意見、5項目目で避難先、疎開先についてのお考え、準備ということのご意見。6番目と

して、防犯対策についてのご意見ということで、6点いただいておりますけれども、こちらは、地域防災計画への反映のところをご覧いただければと思いますけれども、1番、2番、3番、それから5番につきましては、記載のとおり一部地域防災計画素案の中で書き足りていない部分がありましたので、ご意見に基づきまして追記をさせていただくといったようなことで、修正を加えていく予定にしております。また、4番、6番につきましては、既に地域防災計画の中で記載がございますので、こちらについては特に変更しないということで予定をしているところでございます。

続きまして、7番、8番につきましては、40代の女性からのご意見ということでございますけれども、7番目は知的障害、発達障害をお持ちの方に関する理解啓発についてのご意見でございます。それから、8番目につきましては、避難所内におきます要配慮者向けのスペースの確保に関してということでございますけれども、こちらの二つの意見のうち、7番のほうについては変更方針にもございまして、区民避難所の運営、体制づくりの箇所にご指摘の点を追記をしていこうというふうに考えております。また、この8番につきましては、具体的な部分も含まれますので変更はいたしません、ご意見にあるような具体的な取組みに関しましては、避難所の運営マニュアルの方針の中で検討していくというように形で対応していきたいというふうに考えております。

また、9番以降の5項目のご意見については、年代がちょっとわからないのですけれども、女性の方からのご意見ということで、主に乳幼児の栄養に関してのご意見ということでございます。項目9、それから最後の項目13については、親への事前の啓発についてのご意見ということでございますので、こちらは保健センターで実施をしております母子保健活動、この中で取り組むものとして、特に計画上の記載はしないという形で進めていこうというふうに考えております。

また、項目10、災害時の授乳環境、それから項目11、必要な資機材の準備、項目12、母親へのケアに関しましては、それぞれ資料に記載の該当箇所に記載済みであるということで、計画の文言については修正をしないということで考えております。

以上、パブリックコメントを受けましての具体的な修正内容につきましては、別紙3の新旧対照表にまとめてございますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

①パブリックコメントの結果についてという上の5項目について修正を加えるということで予定をしているということでございます。

続きまして、関係機関からの意見照会結果についてになりますが、別紙2になりますが、こちらに結果を記載させていただきました。パブリックコメントの結果と同様、新旧対照表を別紙3のほうにも結果をまとめておりますので、あわせてご覧いただければというふうに思います。

まず、項番1でございますけれども、関係機関との連携に関するご指摘ということで、警察機関との連携について、少し記述が足りていない部分がありましたので、全体の構成を少し見直してバランスを考えながら構成を見直したという形になります。修正後の全体につきましては、ちょっとここだけですとわかりづらいので、資料1という形で別紙3の次に実際の文書、修正したものをおつけしておりますので、そちらをご覧いただければというふうに思います。

また、別紙2になりますけれども、項番2は区民への情報伝達体制の部分、特にマスコミ対応について基本的な考えがちょっと抜けていたというところもございましたので、こちらについても追記をするということで、こちら少し修正量が多いので、こちらの資料2番、資料3番ということで、該当箇所、こちらとの差替えになるような形で修正を加えるように考えております。

また、別紙の項番4になりますけれども、ペット対策に関するご意見に関しては、素案の変更は行わ

ないのですけれども、具体化につきましては、避難所運営マニュアルということで、方針の中で検討を進めていくということでございます。

項番5、保育園児の避難に関してのご意見でございますけれども、保育園に限らず区有施設におきます避難の基本的な考え方、こちらを計画の中で追記するという事で修正をしていく方向でございます。

また、項番6ですけれども、これはトイレの種別についてのご意見でございます。種別がちょっとわかりづらいということがございましたので、記載する部分につきましては、トイレの種別がわかりやすいようにということで、表現を改めることというふうにしていきたいと思っております。

また、項番9以降の3項目は、先日東京都から東京都災害時受援応援計画が公表されておまして、それを受けましてその記載の中身と整合性を図るよう若干修正をしているという内容になります。

以上、パブリックコメントの結果および関係機関からの意見照会の結果についてご説明いたしました。繰り返しになりますが、具体的な修正内容につきましては別紙3、それから資料1、2、3に記載をさせていただきましたので、あわせてご覧いただければというふうに思います。

次に、最初の資料A4の資料になりますけれども、こちらにお戻りいただきまして、4、その他といたしまして、これまでの経過、それから今後の予定を記載させていただきました。建設委員会におきましては、昨年の2月以降修正の方向性、それから中間報告、素案について、こちら都合3回ご報告をさせていただいております。素案につきましては、④でございますけれども、12月5日に開催いたしました防災会議におきまして、審議決定をいただきまして、パブリックコメントを受け、最終案を取りまとめているところでございます。

今後は、3月23日に防災会議2回目を開催予定で、その中で最終案のご審議をいただきまして、決定後、印刷、公表、これは年度明け5月をめどに考えておりますが、それに先立ちまして、4月の建設委員会におきまして、修正版についてのご報告をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

ちょっと細かい、文言とかではないのですが、パブリックコメントを1カ月やっていたのですが、やはりこういう防災というのはかなり関心が高い分野だと思うのですけれども、やはり意見的には低調だったのかなと思うような件数だと思います。ちょっと、わかればなのですけれども、例えば素案とかというのは、ホームページ等でもアップしていると思うのですよね。アクセス数とか、そもそもこの素案そのものをどれぐらいの人にまず、意見を出す前に、読まれないと意見を出せないわけですけれども、目を通されたのかなというのが、ちょっともしわかるようなところがあれば、かなり見られたのですよ、これだけ見られたのですよというのがもしあればお伺いできればということです。

それと、やはりちょっと低調だったかなと思うのですけれども、何が原因なのかなと区としては考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○古巻防災課長

まず、ご意見に関して、3名の方ということで、何十名の方からご意見をいただいているわけではありませんけれども、低調だったというふうにも見えるのかなというふうには思います。

ホームページ等のアクセス数ですが、申し訳ないのですけれども、そこまでの数字は防災課としては

把握しておりません。どれぐらいの方がご覧になっているのかというのはちょっと具体的な数字では申し上げられないのですが、広報しながらパブリックコメントの開始についても大きく載せさせていただいておりますし、図書館とか地域センターといったところにも素案を置かせていただいておりますので、一定程度関心のある方についてはご覧になっているのかなと思いますが、まずは地域防災計画、やはり区の計画になりまして、かなりボリュームのあるものでありますので、全体に目を通してご意見をいただくというのはなかなか難しいのかなということも考えています。

そういった意味で、今回低調ではありましたが、貴重なご意見もいただいておりますし、それについては十分反映をしていきたいと思っておりますし、また地域防災計画をつくっておしまいということではありませんので、実際具体的な避難所のマニュアルをつくるとか、それからわが家のハンドブックも来年度改訂をしていこうと思っておりますけれども、そういった中で区民の方からご意見をいただきながら、地域防災計画の中身を含めて具体的な対策についても知っていただいて、いろいろご意見をいただき、また対策についてご協力をいただくような形で進めていきたいというふうに考えているところです。

○安藤委員

ちょっとやはり関心が高い分野だと思うのですが、低調だったというのはなぜなのかなというのをちょっとお伺いしたので、区としてはどうしてなのだろうという意見を、理由についてどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいのと、それと私としてはやはり内容が伝われば、意見を言いたくなると思うのですが、やはりなかなか防災計画そのものについての説明がないといえますか、中身を知る機会がないというふうに思うのです。

ですから、やはりまずは知ってもらう。そのための努力をするということが多くの方々の意見を聞くことにつながるし、出していただくことにもつながるし、それを踏まえたいい計画になっていくと思っておりますので、やはり何度も提案させていただいているのですが、防災計画を今回修正しますよということでパブリックコメントに合わせた説明会というは、やはり区の姿勢を示すという点でもすごく大事だと思いますので、ぜひこういった結果を受けて、やる必要があるのではないかと考えているのですが、その点はいかがでしょう、以上、2点お伺いします。

○曾田災害対策担当部長

今回低調だったというのは確かにそうだと思います。ただ、5年前に地域防災計画を改正するときと同じような方法でパブリックコメントを実施しました。その際には、このようなペーパーが10枚以上来てきます。やり方は一緒です。したがって、当時は東日本大震災の直後ということで、区民の皆さんが防災意識が高かった。それが経年変化でもってだんだん下がってきているということで、こういう結果になったものだと考えております。

したがって、そういった説明会を改めてやる必要はないと思っています。

○安藤委員

私は、なぜそうなってしまったのかというお考えはわかりましたが、そうですね、だからこそやはりいろいろな方々に意識をもう一回掘り起こしていただくことも大事なかなと思いますので、私はむしろそういうのであれば、なおさらそういう説明会というのを合わせてやって、ある意味計画を知らせること自体が、説明すること自体がやはり啓発にもつながってくるし、若干低下してしまっているような防災意識というのを掘り起こせるのではないかと考えているので、そういった意味でもぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

方針としましては、今災害対策担当部長から答弁申し上げたとおりでございますけれども、啓発につきましては、ご指摘いただいた点を含めまして、今後きちんと、当然これは防災課の使命でありますので、進めていくということでございます。実際、計画ということでなかなか固い内容でございますので、もう少し具体的にブレイクダウンしたものをきちんとお示しして、啓発のもとということで皆さんにご提示をするということも非常に大事なことだと思います。そういった意味で、今後計画に基づいたさまざまな施策でありますとか、それと整合するという形で修正を加えて、さまざまな資料について、きちんと区民の方にも周知を進めまして、防災意識の向上をさらに進めていきたいというふうに考えております。

○西本委員

ペットの対策なのですが、たしか国の考え方が何か最近変わったような感じが、避難所の受け入れ態勢に関して一緒に同室は無理だというような、そういう指針が出たというふうに最近ちょっと見受けられたのですが、その整合性はどうかされるのか。全く変わりませんよというのならいいのですが、何かちょっと国の指針の中ではペットの避難所の運営に関しては、非常に厳しいというような、そういうのも出ていたと思うのですね。それに関して何か反映することがあるのかというのが一つと、それからあと、たしか中央公園にヘリポートができましたので、広域の協力体制の中に、それを近隣の自治体との関係の中で、そういうのも具体的なところが入っているのだろうかということもちょっと確認したいのですね。

それから、支援物資の受援体制なのですが、情報発信はどうされるのでしょうか。例えば今これが足りませんというときに、マスコミ等々に発表するということが書いてあったのですが、常にホームページのほうで必要な物資、今はこれが必要です、送り先はここにしてくださいとか、そういう情報発信というのを何か具体的に決める、あと今これは足りているので、ちょっととめてくださいとかというような、そういう情報というものをどこかに入れるのでしょうか。

熊本もそうだったのですが、民間の方々が独自に支援物資を運んだりなんかしていたのですよね。なので、その人たちはツイッターとかいろいろなものの情報を經由して、それで何か足りない、どこのまちにはこれが足りない、何が足りないというのを感知して、それを準備して送り出すというような、そういう活動をされている方もいらっしゃるのですよね。なので、必要なものとかについての情報発信をどこかに明記されているのかどうかお聞きしたいのですが、お願いします。

○古巻防災課長

まず、ペットの対策についてでございますけれども、先ほど環境省のほうで指針を見直したということで情報は得ております。ただ、中身について、特に変更があった、考え方を変えたというよりは、今まで少し誤解が生じていた部分について、はっきりと環境省のほうで同行避難というのは必ずしも室内と一緒にいられる避難ではありませんよということを打ち出したというか、はっきりそこに明記をしたということでございますので、特段今回の地域防災計画の修正の中で、それを反映して何か対策を変えなければいけないということではないというふうに認識をしております。

あくまでもペットについてはまずはふだんのしつけとか、そういったものも大事だということなどをきちんと明記するというところでございますので、そのような形で考えているところでございます。

それから、ヘリポート等を含めた自衛隊との連携もそうですし、関係機関との連携についてはきちんと整理をして、情報のやりとりを含めて関係機関との連携の中で表現をしていくということで考えてお

ります。

受援を含めた情報発信、受援の際の情報発信ということなのかと思いますけれども、こちらは今国も東京都も非常に力を入れてといいたいでしょうか、具体化をしようというような動きがございます。それを見据えながら具体的に区として情報発信というか、どういうふうな情報を、どういう形で伝えていくかというところまでの明記はないのですけれども、来年度、受援に関しましては、物資の流通に関しては具体的な体制を検討していくように考えていますので、その中で具体的なツールですとか、いろいろなそういうやり方は具体化をしていこうと考えているところでございます。

○西本委員

受援体制については今後の課題ということで、これからいろいろ議論されるということなのですが、やはりかなり細かくいろいろなところにわたって改正されているなどという感じがするのですが、ただやはりこれをさらに具体的なものと、実際に運用できるというところまで持っていくためには、なかなか全部を網羅できるというわけではないので、分割した形で今回はこれに対して訓練をしてみるとかという、そういう行動指針というか、行動まで移せるものを何段階かに分けてつくらないとなかなか難しいかなと。あと、区民の皆様はこれを見ても絶対見ないと思うのですね。私らも見るのが結構大変なので、わかりやすいものができるといいなというふうに思うのですけれども、そういう考えなどはありますか。

○古巻防災課長

まず、具体化につきましては、まさに委員おっしゃるとおりで、地域防災計画だけでは具体的な動きとかがなかなか見えにくい部分がございますので、そういったところをマニュアルに落とすですとか、さまざまな体制についての検討を加えていくとかということで、少しずつになってしまうかもしれませんが、着実に具体化、それからきちんと地域防災計画の内容の改革が反映するような形での施策を進めていきたいというふうに考えております。

また、区民へのそういったわかりやすい周知でございますけれども、確かに地域防災計画を読んでも、ただというだけでは到底足りないと思いますので、来年度はわが家の防災ハンドブックという冊子の改訂をするということも考えておりますので、そういった中で地域防災計画の内容をさらに具体的にわかりやすくした形で説明したいと思います。

また、概要版を今準備しておりますので、概要版であれば、若干全体を通読するというのではなくて、わかりやすくある程度方向性でありますとかがわかりやすくなるのかなと考えております。

○曾田災害対策担当部長

先ほどの質問にちょっと補足させていただきます。物資の支援、受援についてですけれども、先ほどカウンターパート方式というものを話しになりました。これは都とか国が被災自治体ごとに支援する自治体を指定します。それが決められたら、その市と区同士が情報交換してニーズを伝えて、何を頼みますとか人を頼みます、物を頼みます、こういったことが新たにカウンターパート方式ということで、これから採用していくことになります。

あと、支援に関する情報発信ですけれども、先ほど配りました資料3の震5-19の下のほう、オ、支援ニーズに書いてありますけれども、不足物資やボランティア等のニーズに関する事項といったことをマスコミに報道することによって世の中に伝わっていくということです。

○筒井委員

ちょっと確認になってしまうのですけれども、私はちょっと十分読み込んでいない点もあるかもしれ

ませんけれども、昨年10月にたしかボランティア・アーキテクト・ネットワークと避難所の協定を結ばれたかと思うのですけれども、紙管パイプを利用した避難所とかをやられていると思うのですけれども、その点についての記載というのはあるのですか。

○古巻防災課長

具体的に協定の中身ですとか、そういったところの記載はございませんが、避難所におけるプライバシーの確保ですとか、そういったことについてもう少し一般的な書き方では記載させていただいております。

○筒井委員

一般的な書き方、抽象的な書き方でその中で包括して書いていくと。実際に具体的にどういうことをやるのかというのは、そのときに実際に対応していくという理解でよろしいのでしょうか。

○古巻防災課長

具体的な実際のそのときの対応については、避難所運営マニュアルの中でやったりとか、協定の細目の中でということでございます。また、プライバシーの確保といいましても、間仕切りだけではなくて、さまざまなプライバシーの考え方とか、やり方があると思いますので、そういったところもさまざま組み合わせて対応していくことになろうかなというふうに思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

- (1) 議会閉会中継続審査調査事項について
- (2) 委員長報告について
- (3) その他

○たけうち委員長

続いて、予定表2のその他を行います。

まず、(1)の議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書案のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、このとおり申し出をいたします。

次に、(2)の委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告について、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

最後に、(3)その他でございますが、その他で何かございますか。

○富澤防災安全担当課長

私からは、Jアラートによる全国一斉の緊急情報伝達の実施につきまして、ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

この訓練につきましては、国からの通知に基づき、Jアラートで送られてくる緊急情報を、防災行政無線などを用いて情報伝達の訓練を実施するものでございます。

訓練の実施日時でございますが、平成30年3月14日水曜日の午前11時ごろに全国一斉で実施されるものでございます。区内では、区内135カ所に設置してある防災行政無線や防災ラジオなどを通じて訓練放送が流れるものでございます。放送内容につきましては、まずチャイムが鳴りまして、続いて、「これはJアラートのテストです」、と3回繰り返した後に、「こちらは、品川区役所です」とアナウンスが1回流れ、チャイムが鳴って終了となる流れでございます。

また、資料の下段につきましては、Jアラートのシステム内容につきまして、イラストを使用してお説明をしているものでございます。

区では、この訓練の実施につきまして、3月11日発行の広報しながわや区ホームページなどで広報するとともに、お手元の資料内容を町会の掲示板に掲示するなど、区民の皆様にお伝えすることとしております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について何かご確認等がございますでしょうか。

○横山委員

ちょっと簡単な確認なのですが、こちらの訓練によって、防災行政無線の聞こえ方ですか、そういった伝わり方というのは基本的にどのように確認を行っていらっしゃるのでしょうか。

○富澤防災安全担当課長

区民への伝わり方でございますが、昨年11月14日に実施しておりますけれども、そのときに電話で防災課のほうにご連絡が数件ございました。その内容につきましては聞きづらい等々の内容がほとんどございました。

○新妻委員

これはお願いなのですが、先ほどこの周知をホームページ、広報しながわということでしたが、全てのSNS、ツイッター、フェイスブック、インスタでもされるのかどうか確認をしたいと思います。

○富澤防災安全担当課長

ツイッター等につきましては、当日周知をする予定でございます。しなメール、ツイッター、フェイスブックにつきましては当日配信の予定でございます。

また、あわせまして、当日区のパトロールカーによりまして、巡回広報を実施する予定でございます。

○筒井委員

先ほどご答弁で前回は聞きにくいというお問い合わせがあったということなのですが、それを受けて、区としては今回何か改善というか、そうしたことを行った上で実施するのでしょうか。

○富澤防災安全担当課長

昨年聞きづらいという内容につきましては、ご家庭の窓を閉めていたので何が鳴っているのかわからなかったという内容でございました。

○筒井委員

第一に伝達というか、そういったことはどうお考えなのでしょうか。事前の周知とかで、伝えて窓をあけてもらうとか、そういったことになるのでしょうか。

○富澤防災安全担当課長

周知につきましては、やはり窓を閉めている方もいらっしゃると思うのですが、いろいろな広報媒体を使いまして、この時期、この時間帯にJアラートによる訓練が行われますという形で周知をしたいと思っております。

また、お手元の資料に記載してございますが、もし聞けなかった場合、また聞き漏らした場合、またどういう内容だったか確認したい場合につきましては、緊急情報発信ダイヤルというのがございます。これは国が設けているダイヤルでございますけれども、こちらにかけていただくことによって、今の音声の内容を再度聞くことができるものでございます。

○筒井委員

区の。

○富澤防災安全担当課長

はい。失礼いたしました。

○たけうち委員長

ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

それでは、その他で何かございますか。

○古巻防災課長

それでは、私から本日机上配付させていただきました資料に基づきまして、女性視点の防災ブック「東京くらし防災」につきましてご報告をさせていただきます。

資料でございます。資料にもございますとおり、この冊子は女性の防災への参画を促し、都民の一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的といたしまして、東京都が作成配布するものでございます。

1として、防災ブックのタイトルと体裁でございますが、本日お手元に実物をお配りしておりますので、ご覧のとおりでございますけれども、タイトルは「東京くらし防災」、サブタイトルとして、『わたしの「いつも」がいのちを救う。』ということでございます。

あと設置開始時期でございますけれども、配布の開始時期につきましては、明後日、3月1日木曜日より、3の設置場所に記載の場所に設置して、配布開始ということになります。

平成27年度に発行されました「東京防災」、黄色い冊子ございましたけれども、とは異なりまして、各戸配布はせずに、窓口などに設置する形で配布されるという形でございます。

品川区内におきましては、3の(2)に記載いたしましたけれども、庁舎内15カ所の窓口を含みます83の区有施設の窓口にて配布をいたします。

また、②区内消防署等24カ所でも配布予定というふう聞いております。その他、協力事業者の設置箇所につきましては、東京都防災ホームページにおきまして、2月末を目途に掲載予定と聞いておりますが、まだ具体的な掲載はされていないようです。また、先ほどご報告させていただきました3月10日開催の品川区防災フェアの会場でこちらの冊子を配布する予定となっております。

繰り返しになりますけれども、各所窓口への設置、区民の方への配布が3月1日でございますので、その旨ご承知置きください。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について何か確認事項等がございますでしょうか。

○新妻委員

まず、東京都が100万部発行するというふうに聞いておりますが、品川区に何冊来るのか確認をさせていただきます。

○古巻防災課長

品川区にということ、区として東京都のほうに申し入れた部数につきましては全体で6,300部でございます。防災フェアで配布する分も含めまして、6,300部を東京都に要請しております。

ただ、ほかの消防署等での配布数につきましては、消防署は全体で700部というふうに聞いているのですけれども、そのほかの箇所については、ちょっと東京都の公表がございませんので、区内で全部で何冊かというのはちょっと手元に資料がない状態です。

○新妻委員

あと、防災フェアでは何冊このうち配られるのかということをお教えいただきたいのと、これは都議会公明党の女性局が大きく推進をして、今回この「東京くらし防災」ができたということも聞いております。今パブリックコメントの件数が地域防災のほうは非常に少なかったということでした。震災から年数がたって、人々の意識がちょっと薄くなっているのではないかとということもある中で、こういうものが発行されましたので、これも品川区も大きく活用していただいて、この防災力の向上のために推進をしていただきたいと思います。

防災フェアでこれを配られるということですので、先ほど要望いたしました男女共同参画のパネルのところに一緒にあわせてぜひ置いていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、これは町会とか自治会には別途お配りいただけるのかということの確認と、あと東京都でもこういうものができました。品川区も女性目線であったり、多様性をしっかりと今回地域防災の中にも入れているということで、例えば品川区でも女性の目線での防災ブックの作成、これを東京都でもつくりましたので、品川区版の、品川ナイズしたこういう防災ブックの作成ということもぜひ要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

まず、防災フェアにおきます配布部数ですけれども、現時点では1,500部を予定しております。それから、パネルとあわせての展示というか設置ということでございますけれども、こちらをあわせて検討させていただければというふうに思います。

それから、町会・自治会でございますけれども、こちらは地域センターを通しまして、町会・自治会のほうにも確実に届くような形で協力を要請したいと思っておりますので、そのような形で地域活動課と連携しまして、町会・自治会へ配布をしてまいります。

品川区版ということのご提案でしたけれども、ちょっと今具体的になかなか確定したお返事はしばらく状況ではありますけれども、来年度、先ほどお話ししたような形でわが家の防災ハンドブックを改訂しますので、その中でやはりそういった多様な視点ということも含めて記載に工夫をしていきたいというふうに考えておりますので、その中で実現ができればというふうに思います。

○新妻委員

町会・自治会には特に女性というところでは、女性部長であったり、そういうところも優先的にというようなこともしていただきながら配布をされるのでしょうか。町会長に見ていただくのも当然大事なことなのですから、特に女性というところでは、そういうところも何か一言添えて、漏れなく配布されますように要望だけさせていただきます。

また、品川区版の女性目線というハンドブックにおいては、わが家の防災ハンドブックのサイドリーダーが既に一つありますので、それも参考にしながら、そこにプラスアルファ網羅していただいて、何かそういうちょっと特化したものがあつたらいいのかなとも思いますので、要望で終わらせていただきます。

○西本委員

先ほど6,300部となっているのですけれども、足りなくないですか。非常に足りないと思います。桁が違うのではないのでしょうか。たぶん町会にわたるといって、町会は200町会あるわけですから、そこに5冊ずつ行っても1,000冊ですよ。そうすると、地域センター等々に置いたら、あつという間になくなりますよね。本当にもったいないと思うのです。桁が違うのですけれども、1桁多くするぐらいの品川区の規模を考えたら、何で6,300冊なのですかと。何を数えて6,300冊にしたのかなと非常に私は疑問なのですが、私らにここで配っただけで何冊あるのですかね、相当の数を配っているのではないですか。配って何ぼの世界なので、余りけちなないでほしいのですけれども、その6,300冊はもっと多くなりませんか。

○古巻防災課長

足りない分については、東京都全体で100万部ということですので、残部があれば送っていただけると聞いておりますので、その分につきましては検討させていただきます。足りなくなれば当然追加をということで、東京都で足りなくなると、本当に足りなくなったら増刷をということで考えると思いますので、そういった中で十分に対応していきたいと思います。

○西本委員

大体品川区だと、あつ、こことここに置いたらいいかと、すぐぱつと開いて、せいぜい、やはり万単位でしょうね、必要なのは。なので、すぐはけると思います。配り方ですよ、倉庫にしまっていたら、配れないですね。だけど、防災フェアだけでなく、いろいろなところに配ろうと思っていたら、あつという間に部数は少なくなると思うので、初めから要らないところはいいです。品川区でがっばりともらっていただいて、有効活用どんどんしたほうが私はいいと思いますので、既に足りなくなるという形で、東京都のほうには要望をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

ご指摘いただいたとおりでございます。確かに体裁も手にとりやすい形になっていますので、いろいろ反響がまた出てくると思います。早目に手配をかけていきたいというふうに思っております。

○いながわ副委員長

これは民間事業者等については現在募集中というのは、東京都が募集しているから、東京都の窓口にはうちで置きたいのですけれどもということをお話しなければいけないのですか。それとも、品川区に言ったら何か、とりあえず、だからこれを置ければいいわけですよ。すぐなくなってしまうと思うのですけど。そういうのを、品川区で例えば女性が集まる会とか、女性を中心としたセミナーとかを品川区の団体などがよくやられているのですけれども、そういう場所で必要だといったときは、課長のとこ

ろに行って、すみません、何冊欲しいのですけれどもと言ったら、くれるのですか、どうですか。

○古巻防災課長

部数にもよりますが、防災課では一定数は確保しているので、おっしゃっていただければ、出せる分についてはお出しできますけれども、基本的に例えば事業所でお客さん向けに置きたいのだからということであれば、それは東京都のほうに直接ご請求いただければ、東京都から送付があるというふうな形の全体の枠組みになっていますので、部数が多い場合は東京都に直接言っていただいたほうが確実だと思います。

○いながわ副委員長

というと、何かそういうお話を聞くと、これはあくまでも東京都が出しているから、品川区は何となく持ち回りというか、100万部を23区、三多摩、あと島しょ部で割った部分を何となくはけさせなければいけないというニュアンスに聞こえてしまうので、せっかくだから、さっき西本委員が言ったように、もっと積極的に配って、ただではないのですけれども、もしあるのだったら積極的に配って、こういうことは女性向きにこういうのを東京都はやっていますよということを周知すべきだと思うのです。

だから、逆にこの窓口は本当に東京都に言わなければいけないのか、たぶん東京都に言うと、何か申請書を出してくださいと言って、冊子が来るまでにやはりタイムラグがすごくあると思うのですけれども、品川区だったら何か地域を議員が回っていて、実を言うところこういうイベントがあるから欲しいのだけれどもとか、地域のお店がこういうのを置きたいのだけれどもというのを課長に言えばすぐもらえて、すぐ届けられるといったほうがやはり地域に置くわけですから、何かわざわざ東京都まで請求するというと今度面倒くさくなってしまうので、ここに募集中と書いてもなかなか人は集まらないのではないかなとか、品川区で完結できる方法というのはないのかなと思うのですが、もっと積極的にという思いの中で、積極的なご答弁を。

○古巻防災課長

決して消極的なつもりはないのですけれども、おっしゃっていただければ当然きちんと手持ちの分についてはお出しできるような体制はとっていきたいと思います。

○新妻委員

すみません、先ほど伝え忘れました。これは東京都のホームページでは、公表されているのですけれども、品川区のホームページでもぜひこういうのができましたということと、品川区ではこういうところに置いてありますというところまで、区有施設ならびに店舗、例えば全部掌握し切れなくても、また例えば東京都のホームページにリンクしてでもいいのですけれども、ここでもらいますよというところをしっかりと区のホームページでも周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

区ホームページの掲載についても、少しどういった形がいいかどうかを含めまして考えます。

○新妻委員

例えば、周知することで数が足りなくなってしまうというご心配があるのであれば、それはその上でしっかりとまた追加も区として要望していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○横山委員

こちらは都の冊子ということなのですけれども、設置場所というところで、今3番でいただいているのですが、配布の対象者というのはどういった方を想定してつくられているのか、もし把握していらっ

しゃいましたら教えてください。

○古巻防災課長

対象者は特に都のほうで限定して考えてはいないようです。要は、広報東京都と配布形態が同じような形でということで、当初、区の広報のほうへ照会があったということでございますので、幅広く手にとっていただけるというようなことを目的につくって、そういった形で配布をしているというふうに認識しております。

○横山委員

私は本日いただいたので、きちんと内容を細かく見ているわけではないのですが、女性の視点ということで、女性本人がいろいろ備えたりする部分に大変役に立つのかなと思いましたが、あとは男性の例えばリーダー的立場の方ですとか、お子さんがいらっしゃったり、奥様がいらっしゃったりというような、そういう方が、女性がどういうところに困るのかというのを把握するのにも大変わかりやすい資料ではないかなというふうに思いますので、幅広く対象者にとっていただいて、周知啓発のほうは東京都と協力して行っていただけたらというふうに要望させていただきます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件は終了します。

その他で何かございますでしょうか。

○安藤委員

すみません、1点だけ。公園の遊具のちょっと改善についての区のお考えを伺いたいのですが、といいますのは、中央公園のヘリポート側エリアの複合遊具から昨年12月に2歳8カ月の子どもが落下した事故がありまして、当日子どもを連れて一緒に遊んでいた祖父に当たる方からもちょっとお話を伺ったのです。病院でも診てもらったみたいで、今回は幸いけがもなく無事だったということでよかったのですが、しかし、今後にわたって重大事故が起きないように、今回のケースを活かす必要があると思っ質問させていただきたいのですが、ただ一方で、遊具の安全と子どもにとってのおもしろさというのは表裏一体の関係なので、例えば近年は一部の意見で子どもにとっては結構楽しい遊具、ブランコ等が撤去されてしまい、逆にほかの多くの利用者からは不満が出るという話も聞きます。

私としましては、今後の事故を未然に防ぐ遊具の改善につなげるためにも、そういう事故というか、落下事故みたいなことがあった場合、一つ一つの意見が貴重だと思うのです。それを蓄積されていくべきだし、その上で、必要であれば遊具の改善などの基準の改善にもつながるかもしれませんし、判断がなされるべきかなと思っています。

質問は1点だけなのですが、所管としては今回のように公園で遊んでいるお子さんですとか親御さんとかなどから、具体的な遊具についてのご意見を受けた際というのは、どのように処理を行って、それをどう反映させているのか、その具体的なプロセスといいますか、仕組みといいますか、考え方を伺いたいです。

○溝口公園課長

今回の遊具の件でございます。まず、ちょっと前提として少しご説明をさせていただいたほうがいいと思います。中央公園の遊具は、小学生に上がってから遊べるような遊具、高学年が遊べるような遊具になっております。その中で、2歳半の方が、おじいちゃんがお孫さんを連れて遊びに来た方が落ちたというところ、落ちたところにつきましては本来遊具として開口部として設けている部分から、どうも

子どもたちが遊んでいる、夢中になっている中で、押されて落ちたという事象でございます。そういったところはしっかりそういった事象が起きた遊具というところで子どもは何か対策できるのか、またどういう形が安全なのかというのは考えているところでございます。

ただ一方で、子どもたちが遊んでいる遊具でございます。そういったところにやはり冒険、挑戦、そういったものをすることによって情操教育というか、心身ともに能力を高めていく、そういった反面もありますので、そういったところの兼ね合いも見ながら考えていくというのはありますので、今すぐ今回事故が起こったことについて何かの対策をしようという考えはございませんが、委員のご質問としてありましたこれまでの遊具の事故、または公園で起きる事故、そういったものは公園の中でしっかりと情報共有、蓄積をしていく中で、今後の改修または維持管理の中で改善できるところ、未然に防げるもの、そういったものはしっかりと対応しながら遊具の設置、または公園の維持管理、そういったものに努めてきているものでございます。

今後も引き続き誰もが楽しく遊んでいただける、そういったことが大事だと思っております。そういったものを目指して、しっかり維持管理、または公園の整備、そういったものに取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

○たけうち委員長

安藤委員、これ、続けますか。また予算特別委員会等もございまして、いろいろなお考えがあるでしょうけれども、今はその他のその他で、特に報告事項があってやっているわけではありませんので、どうでしょうか。ご意見をいただいて終わりにするとか、そういう形にさせていただけないでしょうか。

○安藤委員

ちょっと1点だけ。すみません。ちょっともう少し、いただいた意見というのは、蓄積、情報共有というふうにありますけれども、どういう感じで具体的には積み上げているといたしますか、どういう形で共有しているのか、もう少し具体的に知りたいなと思うのですけれども、もしあれば。

○松代防災まちづくり部長

委員からありましたように、遊具の安全性というのは究極の命題でありまして、子どもが公園をつくるにあたって、遊具は欠かせないものと、特に子どもたちにとっては情操教育の点からも必要だと思っております。そういう点では、まず安全というのは大前提だというふうに思っています。この安全性をどうするかという点では、一つにはまず遊具メーカーとしての安全基準、安全協会をつくって、その中で年齢別に安全を担保する、そういったことがまず図られているということです。

それをなるべく区としても設置する際には、その公園ごとに目的を持って年齢別にその遊具を設置する。例えば幼児の児童遊園であれば、幼児用の0歳から1歳、2歳、そういった子どもたちが使えるような遊具、また少しその上の年齢、また今言いましたように、小学校低学年、高学年、そういったそれぞれに年齢別に使えるような遊具、またそういった遊具には、この遊具についてはこのぐらいの年齢でというふうな表示がつくようなことを一方ではしております。

まず、そういった設置の中での遊具の取扱い方、それとあわせて、我々が管理をする上で、これまでずっと何十年と経験で積み重ねた経験則があります。幸いにも死亡事故等は起こっておりませんが、今委員からもお話があったような利用にあたっての事故というのは何件かございます。

例えば、一つの例で言いますと、木製遊具というのが一時期はやっておりましたが、その木製は10年から15年の間には少し木自体が細く、やせ細ります。そういったところが階段部分で、当初設置したときには、子どもの首等が落ちないようにしているのですが、木自体が少しやせ細るとそこに落ち

てしまったというような、我々の想定外のことがあったりしたこともございます。

そのとき、幸いにも大事故にはならず済んだのですが、そういった一つ一つの経験をしっかりと共有する。また、遊具メーカーにその改善を求める、もしくはさらにそういった部材等を研究していく、そういったことを今積み重ねてやっていて、かつ日々の点検等で巡回をしながら、そういったことがないか、また遊具等のボルトの締め、もしくはそういったものでの危険性はないか、そういったものには十分に配慮しながらやっているところでございます。

ただ一方で、やはり少し子どもたちもそういうスリル感といいますか、そういったものも成長の度合いによって求める場合があります。どうしても大きい子が遊んでいるときに無理をしてやる、そういったときの危険というのは常にありますが、そういったときにもなるべく利用される、小さな子どもたちの場合には、付き添った親御さん等がそういった安全に見守っていただく。そういったものも公園利用のいろいろな場面でお話をしたり、公園の設計をする際にあたっても、いろいろ意見を聞きながら反映して、安全性を高めると、そういったことを日々取り組んでおります。

今後もしっかりとそういった面では安全性の向上に取り組んでまいりたいと、このように考えているところです。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後3時30分閉会